

平成21年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成21年12月16日(水曜日)

午前9時30分開議

- 第10 一般質問
- 第4 議案第72号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について
- 第5 議案第73号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第74号 訓子府町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第75号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第76号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第9 議案第77号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
- 第11 認定第1号 平成20年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第7号 平成20年度訓子府町水道事業会計決算の認定について

追加日程

- 請願第2号 日米FTA交渉に反対する請願書
- 請願第3号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する請願書
- 請願第4号 平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する請願書
- 意見書案第6号 日米FTA交渉に反対する要望意見書
- 意見書案第7号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する要望意見書
- 意見書案第8号 平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する要望意見書
- 意見書案第9号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書
- 意見書案第10号 農業共済制度の見直しに関する要望意見書

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木欽光君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全員の出席であります。

なお、田古選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第10、昨日に引き続きまして、一般質問を継続いたします。

8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回は、本町の高齢者福祉及び介護の実態と今後の課題について、町長にお伺いいたします。

高齢化社会の到来が叫ばれて久しいが、2000年からスタートした介護保険制度は、まがりなりにも定着し、今や多くの高齢者の生活に必要な不可欠な制度となっています。2005年の国勢調査によりますと日本は総人口に占める65歳以上の高齢者の割合がイタリヤを抜き、世界に先駆けてどこの国も経験したことがない高齢社会に到達しました。本町においても、高齢化率は30%を越える状況にあり、平成21年度から23年度までの第4期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、さまざまな施策が展開、推進されているところですが、その実態と今後に向けた課題について、町長のお考えを伺います。

1つ目は、高齢者の生活実態を把握するために、保健、医療、福祉及びその他の関係機関がどのような連携を図り、支援に結びついているのか。

2つ目は、本町の「在宅福祉事業」の現況と今後の課題。

3つ目は、これからの介護サービスにおいて、施設入所待機者や家族介護への支援体制をどう考えているのか。

以上の3点をお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、本町の高齢者福祉及び介護の実態と今後の課題について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目の「高齢者の生活実態を把握するために保健、医療、福祉及びその他の関係機関がどのような連携を図り、支援に結びついているのか」とのお尋ねですが、本町では介護保険法に基づきまして、平成18年に設置した地域包括支援センターにおいて「訓子府町地域ケア会議」を設置し、福祉保健課をはじめとして社会福祉協議会やサービス提供事業者、民生委員児童委員協議会、北見地区消防組合消防署訓子府支署などの関係機関が一体となって高齢者の実態把握に努めるとともに、個別の支援につきましては、地域ケア

会議サービス調整部会で福祉保健課が中心になり必要に応じ関係機関との調整を図りながら支援を行っているところでございます。

次に2点目の「本町の在宅福祉事業の現況と今後の課題」についてのお尋ねですが、本町が実施している高齢者に対する在宅福祉事業には、介護保険制度に基づくもののほかに町が独自の施策として「配食サービス」や「緊急通報装置の貸与」「除雪・排雪サービス」などの各種事業を実施しております。

しかし、個々の高齢者が必要としている支援の内容は多様であり、一人ひとりが真に必要なとするサービスとしていくための難しさも感じているのが実態でございます。

また、サービスを必要としている高齢者を的確に把握していくことも大きな課題の一つであると認識をしているところでございます。

次に3点目の「施設入所待機者や家族介護への支援体制をどう考えているのか」とのお尋ねですが、現在、特別養護老人ホームくねっぴ静寿園の入所待機者は46名となっておりますが、このうち入院中や他の施設入所などにより実質待機者は10名程度であり、緊急性の高い方は、現時点では少ないと聞いているところでございます。

しかしながら、施設入所待機者が自宅で介護を受ける場合には、家族を含めた支援が必要であると考えておりますので、ショートステイやホームヘルプサービスなど、適切な支援を受けることができるよう努めてまいります。

以上、お答えをさせていただきました。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） それでは、聞きたいことがたくさんあるのですが、まず、1点目の地域包括支援センターができてから、その他の機関との連携を図っていると今、お答えがありました。第3期の計画書と比較して、いろいろ私なりに調べてみたのですが、18年度から改正、介護保険制度が変わりまして、その前は、在宅介護支援センターということで、私たちの町は、社会福祉協議会に委託して、いろいろな介護予防や生活支援サービスの調整とか介護サービスへの指導の役割を行っていたのです。それが18年度の地域包括支援センターに変わりまして、それらの業務が移行することになったと書かれていますが、その在宅介護支援センターの時の相談、この中で言えば、町民の方からのいろいろな相談事、その件数が平成15年度ですと1,200件くらいです。16年度が2,000件です。社会福祉協議会では、居宅介護支援事業を運営しており、地域へ出向いて訪問したり、介護相談窓口として活動していると書かれています。それが、地域包括支援センターに移行になりましてから、包括支援事業の中で総合相談支援事業がありまして、その相談件数といたしまして、平成18年度は、68件。19年度は、117件。平成20年度は、見込みとして107件であります。あまりにも相談件数の数字が大幅に違うので、これはきっと社会福祉協議会でも、その相談窓口として、そのまま続行していると思うのですが、この総合相談支援事業のこの件数というのは、例えば、新規のものなのか。継続的なものなのか。それとも包括支援センターだけでこの数字が出ているのか。その辺の件数のことについて、お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あとで、いろいろな総括的な施策の質問があると思いますので、この点については、福祉保健課長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 平成17年度までの在宅介護支援センターと平成18年の介護保険法改正による地域包括支援センターで扱っている相談件数の違いですが、多分、とらえ方が違うという感じですが、正確な数字を持ち合わせておりませんが、内容的には従来の在宅介護支援センターより、もっと充実させたような、そのような内容で業務を進めているということをご理解をいただきたいのです。在宅介護支援センター自体は、老人福祉法の中に規定されているものでありまして、現在も法的には生きています。ただ、介護保険法の中での包括支援センターのほうが機能をより充実させたというようにご理解をいただければと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 相談件数の少ない多いではなく、むしろ、相談事がされる前に処理されていると受け取っていいのでしょうか。町民側からすると今、社会福祉協議会、包括支援センター、それから各地域に民生委員の方がいらっしゃいます。例えば、高齢者になって、自分の身もそうですし、連れ合いが突然、介護が必要になるなど、やはり日々変化してきます。その時に、身内が側にいらっしゃる方は、まずは身内に相談するでしょうが、困った状況になった時、どこに相談したらいいか、町からのいろいろなチラシを見ても、すぐわかりづらい。どこにいても相談にのってくれるとは思いますが、町民が相談する場所として、今現在、改正介護保険制度になってから、どのようにまとめられていくのか。その状況が見えないので、具体的なものがありましたら教えていただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、高齢者は、体のことだけではなくて、いろいろな悩みですとか相談事があると思うのです。その場合は、まず、今の制度上では、地域包括支援センターが窓口になるというのが、介護保険法の趣旨の部分であります。例えば、うちの役場の窓口の高齢者の実態として、福祉保健課社会福祉系の窓口であったり、それから社会福祉協議会にあります居宅介護事業所のところに、民生委員さんも含めてですが、まず、声をかけていただいて、それが包括へつながらんような感じでとらえていただければいいと思えます。まずとにかく、地域包括支援センターが中心になり、高齢者の体ばかりではなくて、いろいろな困り事などの相談事を対応していくという考え方で進めてまいります。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 例えば、独り暮らしの高齢者の方、それから、ご夫婦で暮らし、片方が介護を受けているなど、いろいろな状況があると思えますが、私たちの町の場合は、町民の姿が割と見えやすい。福祉保健課に行っても、名前を言っただけで「ああ、あのおばあちゃんだね」とわかりやすい、とってもし理想的な人数だとは思っています。具体的に例えば、民生委員、介護士、保健師が、例えば、定期的に、先ほど言った町民側から相談した場合は、どこにいったらいいかということをお願いしたのですが、そうではなくて、行政側から変化がないかどうか見極めるための具体的な行動や活動があるのか。教えていただきたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのご質問、非常に難しいところがあると思います。先ほど町長からも申し上げましたように、その高齢者一人ひとりの実態を把握するというのが非常に大きな課題であると認識しておりますし、例えば、地域におられます民生委員も地域包括支援センターの協力員という形で位置付けられており、その部分では、地域包括支援センターで、それぞれの地域のお年寄りの方々の情報をあげていただくという形で進めさせていただいております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 例えば、民生委員、児童委員が、これは去年か19年度に変わったと思います。任期3年です。訓子府町の場合は19人です。これは、広報をコピーしてきたのですが、このように顔写真と担当地区をお知らせいただいておりますが、本当にこれは3年に1回です。例えば、日出地区の場合は、1人の方ですから、大体、昔から住んでいる方は、あの方が民生委員をやっているというのは、大体ご存じですが、ほかの地区ですと誰が民生委員だろう。自分たちの地域は、誰なのだろうということも分からない人が本当に多いと思うのです。このような質問をした時に必ず連携ということで、民生委員の名前が必ず出てきます。実際、町民の立場からするとあまり身近に感じられないのではないかと思います。このような町民への周知をしつこいぐらい徹底していたほうがいいと思うのです。介護というのは、自分たちが今必要でない時、あまり誰がやっているかということも関心がないですし、ある日突然、自分たちが介護や介護サービスを受ける必要性を感じられた時、すごく戸惑ったり、不安になったりする方たちが意外と多いということを私もいろいろ聞いてわかったのです。本当に人間、最後まで元気でいられるのが理想ですが、いつどうなるかわからないという不安を抱えているのが、高齢者の今の実態です。その不安を解消するために、私たちの町はこのような体制をとっているから、いつでも大丈夫ですという町民への周知をもっとわかりやすく行っていただきたい。特に、言葉がとってもわかりづらい。漢字が多すぎ、あまりにも行政の仕組みをそのまま伝えてありますので、本当に年をとって目が見えづらくなり、理解力も落ちてきた場合に、やはり一番わかりやすい言葉で知らせるということが、すごく大事なのではないかと思います。

それと隣町の置戸町の計画を私は調べて比較をしてみたところ置戸町の地域包括支援センターは、24時間体制で相談窓口受付を行っているそうです。祝日もです。訓子府町の場合は、全く役場の時間帯と同じです。介護というのは本当に、先ほど言ったように、いつどのようになるかわからないし、身近な身内がいる方はいいでしょうが、そうでない人はとても不安になるので、その支援体制をつくれぬのかどうか。お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、ご指摘いただきましたように、確かに広報の仕方という部分では、これから改善の余地があるのかと考えるところですので、今いただきましたご意見を参考に一層の周知に努めていきたいと考えてございます。

それから、私は、認識をしていなかったというのが、置戸町の包括支援センターが24時間体制というのを今、私もはじめて聞いたのですが、ただ、時間外に緊急のことが発生した時、我々が土日も含めて出たりすることは、まれにありますが、ただ、今、夜中も含め24時間体制で、本当にその必要があるのか。そのところは、もう少し検討する必要があるのではないかと考えてございます。

それから、高齢者の実態の部分でいけば、まだ検討中なので、具体的には申し上げられない段階ではないのですが、もう少しきめ細かな実態を把握できるような方法が、これからとれないかということは今、内部で検討している最中でございますので、もう少し具体的になりましたら、また、いろいろ議会にもご相談をさせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、福祉保健課の職員に置戸町の実態を私が答弁している間に調べてもらいます。

それから、包括の時代と変わり、今、その後の包括支援センターと言いますか居宅におけるケアマネの社協の状況や相談件数も今どうなっているかも調べてもらいます。

西山議員のご質問の中身で総体として、お話をしておかなければならないことがあります。それは、2000年を境にして地域保健法が変わってきたということと福祉四法も変わったということがありまして、保健所と保健師の役割というのが非常に変わってきております。これは、第一線の保健活動については、市町村の保健師が行う。保健所の保健師は地域担当職員を廃止して、難病等あるいは精神障がい、それからエイズ等の非常に特殊なものを担当するというのが、都道府県の保健所と市町村の保健師たちの事業分担が行われています。かつて保健師は、それぞれの地区を担当し、今も担当していますが、地域における高齢者や障がいを持った方々を訪問する訪問業務、そして相談業務というのが第一義的な保健師の公衆衛生にかかわる仕事となっておりましたから、かつてのように保健師が地域に出て行き、きめ細かな相談ができるという状況にかつてはなっていましたが、現状の中で、保健法や医療法等のいろいろな改正の中で現実に保健師がなかなか回りきれないという問題がありますから、医療制度の改正やあるいは、さまざまな保健制度の町民健診等の改正の中で保健師がなかなか訪問できない状況等があるということ。さらにそれでも私どもの町は、平成18年までに包括支援センターが社会福祉協議会にありました。本来の保健師活動に支障のないよう包括支援センターが、在宅介護支援センターを町の直営でやってもいいという国の考え方ですが、本町は、社会福祉協議会に委託して、まず、第一義的に全て社会福祉協議会のケアマネージャー等が実施することをやっておりましたから、その点で言うとその当時のケアマネを中心として、相談件数がある意味では多かったということが制度的にあると僕は思っています。

しかし、それではもう国もまかたしない。まかたしないという言い方は表現悪いのですが、きめ細かな対応ができないということで、新たに包括支援センターを18年から本町もスタートさせた。

ここで何がやはり大事にしているかということ1つは予防、それから介護認定以前の俗に言う要支援の人たちに介護度が進まないようにきめ細かな介護指導といいですか。いろいろな相談にのっていく。

さらには、これも今、東幸町、西幸町あるいは若富町等で実施しておりますが、介護に至らない人たちを地域ぐるみで、さまざまな健康の相談やあるいは教室等を開きながら、非常に成果を挙げ、できれば全町的にやってほしいという要望が出ています。すなわち、介護認定が2、3、4ということの在宅介護を中心としている人たち以前の人たちを中心にしながら、まずは総合的な窓口を包括支援センターに置く。

さらに、それを今度は例えば、虐待の問題等、あるいは社会福祉的な精神的な相談業務

も含め、質的なこともこの包括支援センターではやっていくということで、今、保健師等も配置し、分離しながらよりきめ細かなことをしている。

それからもう1つ大事なところは、地域の住民自身が、この1つの行政の網の中で、自らが地域の実態を把握しながら、きめ細かな相談やあるいは行政に結びつけていくという点では、町内会などの役割も大きく変わってきていますし、それから、民生児童委員も非常に従来にも増したきめ細かな活動をしているのは実態であります。私もよく見ていて民生委員が随分変わってきたという認識もあります。さらに、これもご存じだと思いますが、民生委員だけでは対応できませんので、健康相談推進員、ふれあい推進員等と一緒に実施している。さらには、ボランティア活動。これも非常に今、いろいろな形で少しずつですが、社会福祉協議会を中心にしながら、ボランティアセンターが機能しはじめている。

さらに課長が言ったように、今、緊急医療情報キットシステムの導入を今、内部で検討している。すなわち、高齢者の一人ひとりの希望に応じてですが、消防と役場、特に、保健師とも協力し進めたい。例えば、冷蔵庫等に本人の身体状況を保存し、訪問した時にそれが逐一わかるようなシステムを何とかしていきたいということでもあります。

もう1点ですが、24時間のことについては、今、どのようになっているか私自身も認識不足で申し訳ないのですが、かつては、社会福祉協議会の事務局長が、携帯電話を24時間持っていた。それで何かあったら社会福祉協議会の事務局長が事業所の局長も兼ねていましたので、彼のところに電話が入り、ヘルパーやケアマネ等に連絡し合うということをしていました。しかしそれは、実態として多い件数ではなかったというような状況です。

あと今、聞こえたかもしれませんが、置戸町では、特養で24時間電話を受けるということです。ただ、ご指摘のように広報は、まだまだ町民のものになっていないのではないかとこの点では、もっと積極的に進めていかなければならないという状況です。少し長くなりました。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 先ほどのことで、私が言い忘れたのですが、24時間体制というのは、特別養護老人ホーム緑清園の協力で夜間とか祝祭日も対応できるようにしているということです。うちの町も静寿園がありますので、そのような体制がとれないのかということで提案したわけです。

今、町長が言われたことは、よく分かります。ただ、この間、日出で町長たちとのふる懇があった時に、結局、高齢者が1,700人ぐらいいますが、そのうち介護認定を受けているのは、わずか13%から14%ぐらいです。その他の方たちは、まだ元気な方たちのほうがたくさんおり、自分たちも何か地域のためにしたいという気持ちがあります。例えば、日出のようにずっと古くからあまり変化のないような地域であっても、一体、誰がどのようになっているのか実態が分からないという声が、そばにいて聞こえたのです。手を貸したくても、どのようにしていいのかわからない。そのような体制が十分つくられていないのではないかとこのことです。これからますます5年、10年と右を見ても左を見てもお年寄りという時代が間違いなくやってくるわけですから、やはり今の時点からそのような地域の人たちの意識と行政が一緒になり、見守り続けていくこと。見守りし合う体制づくりが必要なのではないかと思えます。

まだ1点目だけで終わってしまいそうなのですが、2番目の在宅福祉事業です。あまり人間の場合は、兄弟など比較し合うのはよくないと言うのですが、自治体は、私たち議員も皆さんからの情報、政策をお知らせいただくだけで、本当にこの町にとって、それが本当に適当なものなのか、そうでないのかというのは、他の町と照らし合わせてみないと私たちもわかりづらいこともありまして、今回は隣の置戸町との比較をさせてもらったのですが、例えば、家族介護用品購入費助成制度あります。これは、19年度までは、年間75,000円を助成していました。要するに紙オムツや寝たきりの介護を必要とする方への助成だと思うのですが、紙オムツなどをどこで買ってもよく、指定がなかったのですが、私がまだ議員になりたてで1年くらい経った時でしょうか。家族が高齢者の方を介護している家で、今まで75,000円で本当に安いものを求めて買えたのが、20年度から48,000円に減り、町内に指定されてしまったら、本当に大変になるので、すごい不満があると聞いたことがありました。まだ私は、その時よく介護制度についても勉強不足で、よくわからなかったので、返答に困った経験があるのですが、このことについて、置戸町では、10万円まで助成を出しています。あと置戸町は、住宅改修費が普通は大体20万円までなのですが、対象経費の2分の1で50万円を限度としています。そして、住宅改修相談員を配置し、その改修に必要な相談や助言、施工業者との連絡、調整を行っています。要するに、年をとっていくと本当に先ほど言ったように、まず、どこにどうやって相談したらいいかわからないことと上手に相談事ができないということがあるので、間に仲介の方が入っているとやはりスムーズに進むということはあると思います。あと置戸町で別にやっているのが老人居室整備資金貸付事業です。要するに今まで同居していなくても、高齢者が一人になったりして、同居しなければいけない。でも自分の家は狭いことで老人居室を新たにつくる時に、利息を無利子として限度額200万円までです。これは、結構その年によって、利用があったり、なかったりするのですが、このように町民の声を聞いていくとすごく必要性があるので、このまま続けていきたいと書いてありましたが、その点について、うちの町はどうなのか。お答えをお願いします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、何点かお尋ねございましたが、まず1点目の家族介護用品の購入費の関係ですが、確かに平成20年度から、従来の75,000円を限度額年間48,000円にしたわけですが、これにつきましては、年額48,000円よりも、月額4,000円の考え方でご理解いただきたいと思うのですが、その実績を見ていきますと例えば、20年度でいけば13件の利用がございまして、年間で378,874円になり、平均しますと29,000円くらいなのです。それで額が少ないということでの苦情など、その部分で私は聞いたことがないので、今のところは特に問題はないと思っています。それから店を指定したという件なのですが、実は19年度まで店は全く指定していなかったのですが、やはりどうしても消費が北見に流れているというのか、北見のお店で買った領収書ばかりなのです。やはりこちら辺は、町から助成する部分でいけば、町内での購入をお願いしたいという考え方で、取り扱いを改めてきたという経過がございます。

それから住宅改修費は、うちでは今18万です。これは元々が介護保険の住宅改修費基本額が20万円限度で、その9割給付ということで18万円というのがありまして、う

ちの在宅福祉関係につきましても、介護保険と併用できるわけですし、その部分で介護保険のベースに合わせるという考え方から、18万円で取り扱っております。

それから、相談員の関係ですが、確かに置戸町とは少しやり方が違うという部分ですが、制度的にそのような名称で配置しているか配置していないかの部分でいけば、その相談員という形では、訓子府町は配置していません。置戸町は配置しています。ただ、先ほど包括の話も出ていましたが、こちら辺は住宅改修の相談があった場合、ケアマネ等が相談にのりまして、業者との間にも入るなどの対応でいけば、今のところその相談員という名前をおかなくても特に支障はなく、そのような進め方ができると考えてございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） わかりました。それからもう1つ、災害弱者緊急通報装置設置事業があります。これがたまたま先々月でしたか。独り暮らしのおばあちゃんのところでお話したら、最近、食欲もなく、ふらつくことが多いということで、おばあちゃんのところに緊急ブザーは付いているのと言ったら、付いていないということで、やはりお年寄りの間では、あそこの家には付いているとか、ここの家にも付けてもらったというのはあるのだけれども、一体、それがどうやったら付けてもらえるなど、詳しいことがやはりわからないという人が多く、福祉保健課に私も聞きに言ったら、3枚の用紙をいただきまして、1つは契約書です。そして、協力員が2人いるということで、協力員の承諾書が2枚ありました。それはそう簡単にももらえるものではないということを私もやっとわかったのですが、それもその3枚の書類を提出しても、判定員が、ここの家に本当に付けていいのかということ判定し、はじめて付けられるということも、そこでお伺いしたのですが、それには、この弱者ということがポイントで、要するに体が病弱な方、体が不自由な方、急病などの緊急時にする。これはどこの自治体も同じ事業なのでしょうが、ただ高齢者の場合、独りで暮らしており、例えば、昨日まで元気でも夜中に脳梗塞、心臓などで具合が悪くなるということも十分あり得ますので、やはり緊急時に必要なブザーというのは、今、元気でそのようなことがあるのですから、そこら辺の判定基準がどうなのかと思います。その協力員も例えば、隣の家の人に頼んだほうがいいのかどうかといくと隣の家の人とはあまり交流がないから、ずっと離れているけれど、あの人は、たまに覗きに来てくれるから、いいなど、地域での付き合い方が、私たちから見えないものであり、当たり前でしょうが、人間関係があるので、この協力員の要請も本当に難しいです。なぜ、協力員は必要なのかというと結局、本人がブザーを押して消防へつながります。そしたら、消防が受け答えをし、これは行かなければいけないと判断をした時に、消防が着くまでの間に協力員が2件、なぜ2件かというと1件が留守の時だと困るからということで2件らしいのですが、協力員にお願いをして、その本人の家に行ってもらおう。そのための協力員と伺ったのですが、このような話がある違う方にしましたら、普通の家は皆、独りで暮らしたら鍵かけている。具合悪くなってブザーを押し、協力員が来ても鍵を開けにいけなかったらどうするという質問も出たのですが、その辺どうなのでしょう。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 災害弱者緊急通報装置の関係でございますが、現在、町が保有しているのは85台ほどございまして、実際、今70台前後が貸出しになっていると思いますが、ここはやはり、独り暮らしの高齢者を中心に貸出しています。確かに判定

はするのですが、厳しい基準ではなく、そこは柔軟に対応しているつもりなのです。ただ、その制度自体が知られていないことで、本当はあったらよかったのにという人が確かにいらっしゃるのかもしれないのですが、そこは町内会長や民生委員などをお願いし、そのような独り暮らしの高齢者で、少し心配だという相談をいただければ、すぐに対応したいと思います。それから協力員のことなのですが、近所付き合いのことから、難しいということもあるのかもしれないのですが、そこは何とかお願いできればと思います。この制度自体が誤報といのか正報があまりないといのか、消防に通報が入っても、大半が間違っ
て押したとか防虫スプレーをかけたなどのことが大半なのです。それで消防が電話で安全を確認する場合がほとんどなのです。ほとんどというのは少し言い過ぎかもしれませんが、そのことで、もし、本当に具合が悪くなって緊急搬送などがある場合は消防がすぐに行けるような体制を協力員にも協力いただきたいのです。また、消防もすぐ動けるような協力をいただいているということです。あと、鍵がかかっていたらどうするのかという話なのですが、そこのところは少しお答えのしづらい部分と思いますが、何とかそのようなこと
でご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 本当に率直な町民の声でしたので、今、言っただけですが、わかりました。ただ、訓子府の保有は80台なのですか。85台。また、比較しますが置戸町は95台です。置戸町は、もう36%の高齢化率を超えていますから、多分うちの町よりも、もっと切実なものがあると思います。

それでは、3番目の入所待機者です。先ほど本当に家庭で介護をしながら待っているのは、10人足らずではないかとの町長のお話でしたが、私は、まだ数字をつかまえていないのですが、家庭において、施設に入れなくて家族で介護サービスを若干受けながらも寝たきりなどの介護をしている人は、認知症の方も含めて、何人ぐらいいらっしゃるのか。その10人がそうなのか。少しわからないのですが、介護保険制度になる前は、家族介護、家族扶助が当たり前の風潮で、介護が必要になったおじいちゃん、おばあちゃんたちをまずはお嫁さんや娘さん、息子さんなど家族の皆で協力して看るのが当たり前の時代でしたが、今、それは、なかなか難しい。家族状況が変わってきていますし、女性もどんどん社会進出し働いている方が増えていく中で、家族が介護するのは本当に難しい状況です。そのために介護保険制度で介護サービスを使おうということが、今、定着しているのだと思うのですが、少なくとも家族で介護している場合、介護する者の負担というのが、想像以上に大きいということは、やった人でないと分からないというつらさがありまして、私も何件か相談を受けた時に、大体、お嫁さんは、私がやればいいのか。私がやらなければいけないのだというその穴に入ってしまうのです。そうすると他の兄弟たちが、たまに来て、いろいろ言われるが、少しもわかってくれない。旦那はお酒飲んで、それを聞いているだけで、少しもわかってくれない。自分のつらさをわかってもらえない。要するに何がつらいのかというと時間の束縛なのです。結局、人というのは、24時間の中で仕事をしたり、役割があったり、自分の大切な時間というのが、全て、その介護の束縛でとられてしまうということで、どんどん自分が追い込まれてしまう。今は、もうそのような時代ではなく、介護サービスです。そのために介護保険料を皆払っているわけで、使っている人が2割弱しかいないかもしれないけど、総合扶助ですのでどんどん介護サービスを使いましょうと

行政側がもっと周知する。本当は使うと給付が増えて基準額が上がったりするかもしれませんが、でもやはりそのための介護サービスなのですから、遠慮なく使うということです。在宅支援の状況をつくり、呼びかけが必要なのではないかという気がしてなりません。それで、訓子府町の場合は、家族介護に対する支援というのは、あまり見えません。介護者、介護を担う人は、先ほど言ったように、独りになってしまいがちですので、介護している人が例えば10人いたとしたら、介護者の悩みなど、とにかく誰かに愚痴を言うだけで、本当に肩の力が下りるものです。そのような場や介護のいろいろな勉強をする場、開放してあげる場を置戸町は今、持っていますので、その辺、訓子府町はどうお考えなのかお聞きします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 家族介護への考え方のお尋ねでございますが、確かに今、議員言われますように、介護をする家族の負担というのが非常に重いのは、よくわかりますし、今年5月27日に地域包括支援センターの運営協議会がございまして、現状の課題として、まさに今、議員が言われたようなことを議題にして、運営協議会をやっております。その中でやはり課題としては、行政の支援に結びついていない高齢者の把握とかです。特に、認知症の関係でいけば、どこに相談に行ったらいいのかわからないとか、家族のおじいちゃん、おばあちゃんが認知症ということを知りたくない。そのようなこともやはり実態としてあるようなのです。そこをどうしていくのか1つ課題であるというように思います。

それから、そのようなお年寄りに訓子府町は何もしていないというわけではなく、できるだけそのような実態をつかみながら支援をしていけるような体制も考えてございます。

それから施設に入っていないお年寄りが介護を受けている方がどれくらいいるのかというお話もございましたが、最新の数字的なことだけで申し上げますと11月末現在で、要支援も含め、今、訓子府町で介護認定を受けている方が256人いらっしゃいます。その中で特養や老人保健施設の療養型の施設に入所されている方が66人、グループホームが17人いらっしゃいます。施設関係です。ただ、つかめないのが病院に入院されている方もかなりいらっしゃるかというように思います。それ以外の方が家族介護を受けているというようにとらえております。

それから、介護サービスを遠慮なく使うようなものにしていくということですが、これは微妙なところもございまして、医療費と同じような意味合いもあると思います。ただ、それが本当にご家族の方がすごい負担を感じているのに、金がかかるから遠慮しているということにはならない。そこはやはり遠慮するような話ではなく、まずは、役場にご相談いただければと考えます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 最後に町長にお尋ねします。前回、私が「高齢者の北見地方にある老人福祉施設の現状はどうなっているのか」という質問の中で、管内に特別養護老人ホームが28施設あり50床から100床で定員が1,595人。養護老人ホームは、6施設で定員が520人。軽費老人ホームは、11施設で定員が359人。合計で45施設あるというお答えがありまして、ただそれが今の待機状況が全然わからないのですが、おそらく、どこの施設もすぐに入れる状況ではないと思います。それで訓子府町は、ケアハ

ウス17名と特老の静寿園が47名ぐらいです。待機者がそのぐらいいらっしゃいますが、これから先ほど言ったように、どんどん高齢者が増えていく中で、訓子府町としては、施設的に例えばそこを増設するとか別の施設を建てるなど。おそらく無理でしょうが、そのようなお考えがあるのか。それとも在宅支援にもっと力を入れていくのか。総括的な考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 管内の特養あるいは老人福祉施設等含めての定員ならびにそれに伴う入所率については、西山議員ご指摘のとおりほぼ100に近いという状況です。大体もう95%以上のものがありますし、本町としては、先ほど言いました40数名の待機者であり、実質的には病院に入院しているなどいろいろな方がいますから、10人前後ではないのかと思います。

しかし、これからますます高齢化率が高まっていく、今、そうした中でも「グループホームはるる」が9床から18床になった。これもほぼ100%近いということですから、施設入所について、国はもう人口規模からいっても本町は50床でも多いという状況であると指摘されていますから、これは、単独で施設を建てることや運営することは、大変難しいです。

例えば、在宅福祉を充実する。あるいは高齢者の独り暮らしの人たちを市街地の中央に集めてくる等も含めたことも考えていかなければならないのではないのかと思います。

さらには、地域で介護にいたらないような健康づくり等のことも積極的にやっていかなければならないのではないのかと思います。

いずれにしても、行政と地域の住民の方々、それから各種委員の皆様方とも連携を積極的に図りながら、きめ細かな、私自身が政策で挙げている「全ての人が住み続けることができるまちづくり」を具体的に質の高い、そして広がりを見せた福祉事業を展開していかなければならないというのが、行政の緊急課題だと思っています。

しかし、これも一觴一詠いちじょういちえいにはいきませんので、一つひとつ時間がかかっても地道にやっていきたい。やらなければいけないだろうと思います。

ただ、2つほど、今回の西山議員の質問の中で、私自身が心掛けていかなければいけないことは、もちろん広報活動の重要性もありますが、まず、1つは、近隣町村と改めて比較をしなければいけないとの認識にたちました。置戸町よりも劣っているのか本当かどうかはわかりませんが、少なくとも、高齢者の生活にとって、福祉サービスが近隣と比較してやっていないと言われるようなことがないように、これは福祉保健課を中心にしながら早急に調べさせていただきます。

それから2点目です。周知の方法でいくとこれは改めて広報担当や保健師等も含め、老人クラブ等にもう一度、このパンフと思うのですが、これを含め、介護保険のパンフレットを持って、老人クラブに説明会を開催するぐらいの意気込みで、今、できないか検討をしてもらいたい。私は、福祉保健課の職員は非常によく頑張ってくれていると確信をもって思っていますし、実際にやってもらっています。今、福祉保健課長を中心にしながら、まずはきめ細かな相談業務を含めてやっておりますが、しかし、まだまだ足りないとすれば、さらに出かけていきながら、何でもできませんが、1つでも多くの方に理解をいただけるような説明などをしていかなければならないと感じました。願わくば、ぜひ、議員の

皆様方も何かそのようなことがあったら遠慮せず、福祉保健課に相談をしていただきたい。民生委員もありますが、福祉保健課に相談しますときちんと対応する状況ができていると思いますので、遠慮なさないでいただきたい。

また、広報活動にもお力添えをお願いしたいと思います。まだまだ本当は細かいことで、いろいろお話ししなければならないことがあります。今、議員の質問を受けて、私自身が即時に対応を検討することができるということで、答弁にかえさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 先ほど答弁もれがあったと思うので、福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほど、介護保健計画の3期計画の中での数字ですが、社協で在宅介護支援センターでやっていた部分の数字が非常に大きかったという部分なのですが、今、調べましたら、居宅支援事業所と一緒に仕事をしていましたものですから、介護認定調査や実態把握調査などが重複して含まれているということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 誤解されないように申し上げておきますが、私はうちの町の保健師および福祉保健課の方たちが仕事をしていないと言っているではありません。それは遅くまで一生懸命皆さんが頑張っていらっしゃいますし、保健師たちの活動もよくわかっております。先ほど申し上げたように、比較をするのは、うちの町を卑下しているわけではありません。これは、うちの町がもっと良くなってほしいし、町民の立場に立つともっとこのような方法もあるのではないかとということで、対応を考えていただきたい。応援したいという気持ちで申し上げているので、その点は、誤解のないようによろしくお願いします。

これで質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、上原豊茂君の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。通告書に従って、私の一般質問を進めていきたいと思います。

平成22年度行・財政運営についてであります。

国の政権交替により、各省庁の方向性も定まらず、地方自治体においては、国の支援事業着手を始め、将来に向けての施策の選択決断にも苦慮している現状だと思っております。

しかしながら、平成22年度は菊池町政にとって1期目の仕上げの年であります。財政問題など課題山積みの中で、どこに焦点を合せ行政運営を行なうのか注目していますし、町民からの期待も大きいと感じています。

国策も相まって財政健全化戦略プランは、一定の成果を上げたことは評価するところで

す。先般の国の事業仕分けなど新たな国政の動きが地方に対してどの程度影響するのか心配されます。

国の政策転換が当町の行政運営にどう関わるのかも想定しつつ、次年度の執行方針並びに予算編成に着手しているものと思います。

平成22年度の行政運営のポイントと予算編成における新しい取り込みなどを含めた町長の考えを伺いたいと思います。

1点目は、平成22年度の行政運営に係る課題と重点目標についてであります。

2点目として、財政健全化プラン遂行に向けた施策についてであります。

3点目として、将来を見通した投資的事業の取り組みについてであります。

以上、3点について、町長の考えを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、平成22年度行財政運営について、3点のお尋ねがありましたので、答弁をさせていただきます。

1点目の「平成22年度の行政運営に係る課題と重点目標」についてのお尋ねについてですが、町長就任以来、町民の皆さまにお示ししましたマニフェストの実現に向けて努力してまいりましたが、一方で目前の緊急的な課題もたくさんありまして、厳しい財政状況の中にあっては、急ぐべきものを最優先に取り組んできたところでございます。

平成22年度は、私にとりまして1期目最後の年ではありますが、緊急性のあるものも押し進めながらマニフェストの到達点を目指してまいります。

特に、町民が主役のまちづくり、町政は町全体でつくりあげるという基本的な考えのもと町民参加の推進はもちろんのこと町民力や職員力、いわゆる地域力を町政に発揮できるような環境を整え、さらに、そうした力が教育、福祉の充実や産業経済の活性化につながるといった町の成長戦略の芽を育てまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、2点目の「財政健全化戦略プラン遂行に向けた施策」についてであります。ご質問にもありました国策、いわゆる平成21年度における国の第1次補正による地域活性化関連交付金効果を反映しないとしても、現時点では、財政健全化戦略プランにおける平成21年度の財政効果目標額を上回るものと見込んでおり、また、平成20年度決算を基に算出の実質公債費比率も17.8%と前年度と比べ1ポイント下がり、好転の兆しが見えてきています。

しかし、本町の財政構造は、一般財源の3分の2を地方交付税が占めるというのも現実であり事実でもあります。国から地方に回るお金が減れば、町財政も一気に後退するといった脆弱な一面もございますので、現状に満足することなく、粛々と戦略プランを中心とした行財政改革に取り組んでまいります。

また、予算編成にあたりましては、国の地方財政計画がはまだ示されない中で編成作業も困難を極めているところではありますが、財政規律を保持しながらも現在抱えている課題解決に即効性の高い事務事業への予算付け、町の成長や発展を実現するため、戦略的視点に立った予算編成に努めるとともに、本年度中に今後必要となる財源確保に向けた基金造成などにも取り組み、来年度事業の財源として一部運用させていただく予定でありますので、この点についてもご理解賜りたいと思います。

最後に3点目の「将来を見通した投資的事業の取り組み」についてであります。財政

健全化戦略プランは、財政の収支均衡を図ることが大きな目的ですが、一方で事務事業の見直しやムダの削減を始め、国の地域活性化各種臨時交付金を活用した事業の前倒しなど、財政運営によって生み出された資金の一部を事業財源として再配分するという事も主眼においた計画であります。

このようなことから、厳しい財政状況にあっても、町の将来や成長にとって必要な例えば、後継者の育成、生産基盤の整備推進と経営安定化など町の主産業である農業をさらに強い産業に育て、また、農業と商工業との連携、いわゆる農商工連携により、広がりのある産業を形成し、地域経済の活性化に結びつく戦略的な事業に投資するなど貴重な財源を町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、町の将来を見通した事業にも振り向けてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 私の質問に対して町長の回答をいただきました。非常にわかりにくいと言いますが、実態をどうとらえているのかと大ざっぱにと言いますが、全部ひっくりめた表現の中で回答いただきましたが、22年度目前でありますので、昨日からと言ったほうがいいのかもしれませんが、仲間の議員からいろいろな質問がございました。そのようなことも含めると私はもう少し具体的課題の明確化、重点目標、いわゆる到達点の目標というものを示してほしかったと感じたところであります。そこで町長がマニフェストに向け努力している。町民参加と地域の力を町政に活かすのだという回答でありました。そこで町長が今、住民参加を重点におきながら、実施しておりますまちづくり委員会の関係で、その内容に目を向けますとさまざま先進地への研修、またそれぞれの代表者の思い等も含めて集約し、前進していることは認めるところではあります、町長として出発してから、自治基本条例の制定を目指しながら今日に至っているのではないかと思うわけがあります。その点からしますとこの条例制定に向けて、まちづくり委員会も協議に参加しておりますが、どの程度進んでいるのか。

また、この制定に向けて、22年度に一定の結果を出す町長の腹づもりがあるのか。その目標値等も含めてです。

また、この自治基本条例の推進に向け、今、持っている課題が何なのか。その辺についてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） ただいま、自治基本条例に対する取り組み状況のお尋ねございましたが、まちづくり委員会でも現在、自治基本条例と言いますか町民が町政に参加する仕組みと言いますか。そのようなことを中心に自治基本条例だけにこだわらず、例えば、まちづくり参加条例的なものですかあるいは他の手法がないのかなどを年明けの1月からまちづくり委員会のアドバイザーであります酪農学園大学の河合教授も招きまして、年度内には一定の方向性を出すということで考えております。その方向性を基に平成22年度でそれらを具体化するようなことで今、検討しているところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いずれにしましても、自治体、町の憲法と称される条例制定であります。十分な町民の思いを込め、また、理解を求めながら1つの方向を定める形で努力していただきたい。そのような点では、今後、この条例制定の一定の目途を出すというこ

とであります。町民への理解、参画という点でさらに考えている手法と言いますか、そのようなことがあれば、お示しをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、まちづくり委員会で委員長を中心にしながら、役員は率先し他の事例を視察し、いろいろな状況を把握しながら、来年度には考え方をきちんとまとめていくといくことの報告をしてもらいました。私自身は、条例を目的化することではなく、むしろ、条例をつくるにあたっての意義とありようを大事に議論していただきたいという思いを今も持っているところです。例えば、近隣で言いますと美幌町やさまざまなところがある意味では、行政が原案を示し、それに参加して意見を述べて作り上げるというような手法をあちこちで今やっておりますが、置戸町も北見市もですが、これは、ある意味、早くできるかもしれませんが、しかし、条例を作るだけではなくて、そのありようをきちり議論してもらいたいということをお大事にしたい。それをこの1年数ヵ月、時間をかけ、今、実施してきておりますので、ある一定の方向がまとまりましたら、私はそれを内部的にも協議しながら、原案をさらに町民への説明会をきめ細かにし、また、まちづくり懇談会や地域に出向いてでも一定の方向をお示ししたいと考えております。これはどんな形になるのか、まだ見えない部分もありますが、少なくとも私自身は来年度に向け、お話をしましたとおり町の仕事の大部分を占める予算の策定に何らかの形で町民の意見を問う形は最低限やりたい。予算書の情報公開というのは、できてからの情報公開よりは、むしろ、予算をつくるにあたって、これからは限られた予算ですから、そして、国の予算状況も厳しい。その中では何を優先にし、何をもち取り入れていかなければいけないのかという点で、予算に対する町民参加の仕組みは最低限、私は実現していきたいと考えているところです。

なお、これらについては、あまり私自身の考え方を述べるというよりは、このまちづくり委員会の意見を尊重し、それをまとめあげ、そしてさらに町民に説明し、一定の方向をきちんと出し、町民に広く理解を深めてまいりたい。深める努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いずれにしても、町長の目指す条例の制定は、十分に町民の理解を得ながら、ひとつの結果を出していただきたいと考えております。全部関連してくるかと思いますが、例えば、かねてよりと申しますか。ずっと一貫してと言ったほうがいいのでしょうか。住民サービスの向上を維持ということを町長は主張し続けていると認識しております。そのような意味では、サービスの維持、向上、いわゆる福祉予算の確保はどうするのかということにつながっていくと思います。先般のまちづくり懇談会と言いますか地域に出た説明会の中でも、住民の足の確保として、乗合タクシーの案を提示したところでありまして、それらについても当然、一定の予算が付いてまわると申します。また、住民サービスを維持、向上するという点では、先ほどもボランティアの話が出ていたかと思っておりますが、以前、ボランティアを組織化し、住民が参加し、お互いに支え合うような福祉の確立をするという話があったと認識しております。その点では、このボランティアの体制がそのような現状に進んでいるのか。その辺の状況を説明していただきたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたように、これらの予算や体制強化の中では、住民の総合理

解が重要になってくると思いますが、これらに対する対策、政策をどのように考えておられるのかお示しをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私自身は1期目、少なくとも、この4年間で町民参加の仕組みをまず、つくりたい。それは町民の総意で、まちの未来を決めていくのだという基本には地方自治は住民主権だということをまずは確立していきたいということが、1点であります。

2点目は、イエローとまではいいませんが、一般会計に占める公債費の比率が極めて高い。町予算の5分の1強が、借金の返済になっていることは、経常収支比率の硬直化が非常に激しい町政運営をしてきた結果でありますから、何とかそれをより柔軟で自立していけるような財政状況をつくっていききたいということであります。その点でいきますと私は先ほども申し上げましたように経済状況の変化もありますが、一定の見通しがまず見えてきた。

それからもう1点は、マニフェスト以上に緊急で急がなければならない仕事です。これは例えば、1つの例でいいますと小学校の耐震のような億単位の仕事というのが、この間も出てまいりましたし、これに類する予算措置についてもやってきた状況でございます。さらには、あとで来年度以降の予算に対する考え方も再度質問が出てくるのではないかとと思うのですが、例えば、基幹系電算システム更新事業なども今年度予算でいくぶん確保しましたが、実際には、来年度行っていかなければならないと思います。そうすると住基や年金、国保、医療給付、健康管理、税、上下水道料金などのシステム運用については、どうしてもやらなければならない。これらについても大体1億6,000万円ほどのお金がかかるということですから、私自身がマニフェストにあげていることよりは、実態として、行政推進上、必要不可欠で優先しなければならない事業だろうと思います。ここのところは、昨日の山本議員の答弁でも申し上げましたが、例えば、畑総事業などの計画で最終年度を迎える平成22年度、現在もそうですが、私は町長になってから、農業基盤等について、粛々と予算を後退させることなく、きちんとやってきておりますので、これらのひとつのまとめをきちんとしていきたいと考えております。今、議員から指摘がありましたように、緊急の課題として、例えば、高齢者の福祉の問題が、さらにこれから、先ほど、西山議員の質問にもありましたように、もっときめ細かで、ある意味では、お金もかけながら、地域の力も活用しながらやっていかなければならないだろうと思います。その1つは、例えば、ボランティアセンターの確立でございました。実は、ボランティアセンターは行政が直接やるというよりは、社会福祉協議会の業務、本務というのは、私はボランティア活動の要になっていく組織だと理解しておりますし、全国的にみましても、まさにそのとおりだと思っています。いろいろな経過がありましたが、7月1日にスタートをするにいたりました。しかし、ボランティアセンターに登録しているのは25名で、うち23名が従来のボランティア団体に加盟している方々と重複しているということでもありますから、実質的には2名しか登録がない。これでは、私が期待しているボランティア活動は機能しないと思っています。これは、事務的な細かなことで言いますが、予算ヒアリングの中で、はじめて社会福祉協議会の中心的な職員を全員招き、今、事業の課題と到達点が一体何なのか。これからどのような戦略をもってやろうとしているのかということ私にはレポートを社会福祉協議会として、出していただきたいということをお願いして、今月中にそのレ

ポートが出てくるはずですが、改めて、町長1人では、こうしたボランティア活動の機能は果せるものではございません。職員はもちろんですが、このような関係機関とも連携しながら、より前進的にこうした問題を具体的に進めていかなければいけないと感じているところでございます。さらに、足の確保の問題もさることながら、今、デマンドタクシーのことを町民的な議論をさせていただいている。1つひとつ確実に私は積み上げながら、一定の基盤の目途を今期の間につけていきたい。来年度の22年度は、その点では、総合計画はもちろんですが、私自身がマニフェストで約束した9項目プラス2項目をきっちりやり遂げて、できなかったものについては、さらに訂正あるいは書き換えてでも、何とか地域の全ての人が住み続けられるようなまちづくりに向けて、努力してまいりたいと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 私の質問に対して、行政運営に係る課題と重点目標という1項目であります。ある意味では、前段のことも含め、今、町長が回答されたことも含め、対応をしていただければと思いますし、その辺をしっかりと受け止めながら、町民への情報公開といいますか伝達をしていくことが目標達成のためにも重要であると認識しております。さらに、私が見た22年度の行財政運営での課題の部分でいきますと先ほども町長から、次の項目に財政健全化の関係で回答されましたが、これらも重要な課題であり、きちんとした目標をもって、取り組むべきことだと思います。このプランの中に行政のスリム化という項目ありますが、この項目が、いつまで達成目標として載せられていくのか。限界点がどこにあるのか。これは、限らないスリム化が、言ってみれば前段の住民サービスなどに大きく影響してくることになると思います。これらについても、一定の線引きをしていく。それを明確にすることが必要かと思えますし、ただいま、まちの活性化についても当然関連し、重要な課題であり、これらについての目標値を定めながら、取り組む必要があると思います。これについては、新エネルギービジョンの取り組みや元気なまちづくり総合補助金によるいろいろな町民の発想、発掘等が行われております。私はこのような取り組みをそれなりに評価しておりますが、1つ残念だと思うのは、北大と訓子府サテライトの取り組みであります。せっかく、このようなチャンスをもちながらも十分活かされていないのではないのか。町民、住民のまちの活性化という点では、人と人との交流がどのように起きてくるのか。それをどう起こすのかというところに大きなポイントがあると思います。ぜひ、22年度に向けては、これらの事業に対して、研究員と町民との交流を拡大していく必要があると思いますし、また、まちの活性化という点では、私は若者がどれだけいきいきとして、町で生活しているのかというところを町民に伝えられるのが、重要なポイントでないかと思うわけであります。その点からすると今回、町の助成も含めた海外研修に、きたみらい農協の半数以上の参加を訓子府町で占めたということもございます。やはり、彼らの出番と言いますか。若者が何を考え、何を見てきて、どこに向かおうとしているのかというのをきちんとやはり伝える。町民の税金をもって、研修に参加しているわけですから、これらも報告し、さらには、それぞれ参加した人、参加できなかった若者や我々も含め、いろいろな議論をしていくような機会を設定していくことも大事ではないかと私は考えますが、これらについて、町としての考えがあれば、お聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まだ、表の力となって出ておりませんが、例えば、商工会の事務局を駅舎に移し、そして、あそこで喫茶コーナーや地産地消のものが今、積極的にいろいろな展開がいよいよ始まってきた。また、あそこで作り上げているいろいろな地産の産物を利用した加工等も少しずつ芽を出してきている。ゆくゆくは、あそこを利用しながら、地域で採れたあるいは地域の方たちが加工したり、手作りしたものを地元の1つの産業として、販売できるような物も、ある意味では、商業全体のあるいは農業、先ほど言いました、農・工・商の連携も含めた活動が出てくるのではないかと考えています。

それから、新エネルギービジョンでは、いよいよ来年度、本当に実用化に向けて、たまねぎの表皮と木片をチップと合わせた補助燃料の開発の一步を踏み出せるかどうか、今、事業の目途として、国の機関などの支援もいただきながら、方向が見えてきた。しかし、まだまだ、不十分なところもございますから、町民の皆様に発表するまでには至っていない。

さらには、最近の広報でも出ていますように、私どもの農業試験場が開発したスノーマーチが、青年経営者たちによって、何とか普及したい。津野町にもそうですし、給食センターにも使っていただいたりあるいは町民にこれから全戸に配布し、スノーマーチを理解してもらおう。

さらに、行政でできることもあり、清里町長にお願いをし、スノーマーチ焼酎を来年の夏頃には、青年自らが販売するという含め、私は、その住民の地域の力を側面に応援していきますし、ある意味では、支援もしてまいりたい。これからもそれを感じているところでございます。

さらに、上原議員が非常に力は、大事なことだということで、今、お話をいただいた青年自身をいかに育て、彼らが将来の担い手として、頑張れるかという点で、例えば、北大とのサテライトの話をいただきました。ご存じのとおり来ている研究員、ドクターは、この4月からですから、大体7、8カ月経ってまいりました。子どもを連れてきていたということもありまして、訓子府を全く知らないということでもありますから、どのような動きをするのか私も大変注目しておりました。いよいよ、明日からでしょうか。坂下教授も来たり、この間は、たまねぎの調査、研究もしたようですが、いろいろな広がり、そして、若い人たちのサークル形成もしたいということでございますので、これも、これだけの月数でどこまでできるかということもありましたが、いよいよ組織的に北大農学部を含め、いろいろな形で町民の生活の中に、学問的な研究の成果が少しずつ発展していくのではないかと考えております。

先般、きたみらいが主催する海外研修でオーストラリアに11名の青年が行ってまいりました。7名が本町でございますから、その3分の2の経費を町のほうで補助を農業振興協議会から出しているわけです。かつては、これは農協の税金対策で、単協時代に町へ3,000万円を寄付され、その益金を研修に使えないかということで、寄贈されたのがきっかけでございました。なかなか見えない。私は、少なくとも町民の税金を使っているこの青年たちの研修は行きも帰りも、まずは、町長のところにきちんと挨拶にきていただきたい。何が成果だったのかも報告いただきたい。先般、柏丘の青年が来て、研修結果の報告をしてくれました。そしてさらに、報告書を出したりするということも言っておりますの

で、そのほかに置戸と一緒に10名が、うち5名は本町から青年が、九州を中心とした先進地に農業視察に行っていました。これについても、近々に挨拶に来るということですから、報告書をもちろんですが、仲間たちの中での報告会等もできれば、社会教育課が中心になりながら、青年を援助して行っていただきたいと思っていますので、何とか、せつかく多くの後継者がIターン、Uターンの中で、帰ってきている状況ですので、この方たちが地域の農業経営者として、力をつけていくように行政も積極的に支援してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、町長が答えられたことについては、金のかかることではありませんから、ぜひ、前へ進むような方向で取り組んでいただきたいと思います。1点、行政スリム化関係での回答は、いただきませんでした。これについては、次の部分に含めて質問をしていきたいと思っています。

次の財政健全化戦略プラン遂行の施策の関係であります。先ほども申し上げましたように、行政スリム化をひとつの施策の中に、組み込んでおります。私は先ほども言いましたが、この行政スリム化の限界点を明確にするべきだろうというように思いますし、もう1つは、それと関連して職員給与の減という方向がずっと続いております。心配するのは、給料が高いとか安いとかではなくて、下がることによって、職員の士気が低下するという心配であります。これらに対する対策もしっかり町長として、考えていかなければならないと考えるところであります。今、申し上げましたように、執行体制のスリム化という中で懸念されるのは、住民サービスの低下、また、先ほども言いましたように、職員の士気低下、それらが懸念されるところであります。これらにどう対処するのか。その辺の考え方を示していただきたいのと例えば、いろいろな経費の圧縮という中で、取り組んでいくということになっておりますし、補助金がそれぞれ23年度からゼロベースとの記述も戦略プランの中に明記されております。これらの対象者は何となく被害感をもってしまったり、町全体として暗いイメージということで、活力低下につながるのか心配があります。

また、それぞれ先般もありました国保税の税率アップと水道使用料の値上げも含めて考えますと非常に住民の中に不満がうっせきされているのではないか思うわけでありまして、また、同時に前段の議員たちの中にもありましたように、住民生活の実態との乖離^{かいり}という問題も浮き彫りになってこようかと思えます。これらに対して、十分組み込んだ中での財政健全化戦略プランの施策が必要になってこようかと思えますし、また、これらの施策を遂行する中では、先ほども申し上げておりますが、住民、町民とのコンセンサスをどうとっていくのが重要かと思えます。この辺について、町としての考え方をお示しいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 財政健全化戦略プランについては、具体的に言いますとかなりある意味では、町民のご理解をいただきながら目標以上の成果を挙げてきている状況でございます。ただ、細かな数字は、今は控えさせていただきますが、目標額を達成してきているところでございます。23年度以降も見直しさせていただくということでございますが、基本的には、もういいところにきているのではないかとというのが本音のところでは、

しかし、行政が本来やらなければならないことと民間がやるべきことというのは、やはり、きちんとしておく必要があるだろうと思います。行政がやらなければならないことというのは、やはり住民の暮らしや生活や生産をいかに守るかということ行政でやらなければならない。それを後退させるようなことはいかなる状況であっても、あってはならないと私自身は考えておりますので、例えば、補助金についても、町内会あるいは実践会、特に、町内会では、人件費、町内会の補助ゼロベースの話については、かなり1年間かけて議論をしていただいております。あるいは中学校の部活動それから酪農関係団体のこと等も含めて、ゼロベースが全てということよりも現実的に今の状況の中で、これでなければ困るということも含めた話し合いをしたり、住民の検討の中で、現在の到達点の額で私どもとしては理解をしているということですから、補助をして当たり前とか当然ということではなくて、その中身をやはり住民の団体を受けている方たちがきちんと精査をさせていただきながら、行政と新たな提案も含め向き合うということが、私は基本ではないかと考えておりますので、今後もそうした丁寧な努力をしていきたいと考えているところです。

そして、国保税に象徴されておりますように、私自身はまちづくり懇談会で、ある町民の方の質問に対してお答えしたように、3,600万円を3年間負担したからといって、訓子府は倒産しません。しかし、それでいいのかという議論をやはり町民的に議論することは、やはり大事なことはないのか。それは、3,600万円を一般会計から繰り入れしていくということは、大変いい町長です。私もそうありたいと思うのですが、しかし、それでいいのかというのが、私はやはり町民の理解と町の財政、町政は町民のものだということを再び原点を確認することを今、大事にしなければならないのではないかと。お金がない。農家の方は農道をつくってほしい。農業基盤整備をやってほしいと言う。片方はそれよりも福祉が大事だと言う。しかし、金は限られている。5年でやらなければいけないことを10年でやらなければならない状況も出てくるでしょう。時にはやめなければいけない。このことも広く町民の意見を聞きながら、私どもと議会が最終的な決断をし、方向性を示していくことが町政運営、自治の本来が今求められているのではないかと思いますので、私自身は頑固にこだわっているつもりですし、これからもこだわっていききたいという思いでございます。

例えば、これ以上もし踏み込む、私自身の給料も職員の給料も下げている。これは4年間で私自身の給料については、お約束をさせていただきましたし、職員についても理解をいただいて給料を下げさせていただきました。その1つは、自治体と言えども職員の給料をもっても親方日の丸ではないのだということを私は理解していただきたい。状況によっては夕張もあるでしょう。留萌管内のように20%給料カットするところもあります。そのことが決していいとは思いませんが、しかし、町を運営するというのは、そういう厳しさが、私も含めた職員にも絶対必要だということで、私はある意味では理解をいただいているかなければいけないと感じているところでございますので、4%が士気に低下するかどうかは別ですが、当面は、私の任期が終了する時には、元に戻すという考え方をしております。しかし、状況によっては、これからいろいろなことが起きたときに100%大丈夫ということについては、私はそのようなことにはならないのではないかと考えております。

さらに、清掃も今、民間にお願いをしております。職員が全部トイレを掃除したり、全

てやっている町もありますが、本当にいいのだろうかと思います。働く場が少ない状況の中で、私たちの町は、そのことを逆に配慮していかなければならないのではないのか。温泉についても、当面はということでご理解をいただきました。もっと究極的にいきますと保育所の指定管理者の問題が出ている自治体もあります。民間委託の問題であります。職員も含め民間にお勤め願うということでもあります。そのことが本当にいいのかどうか。私は基本的には先ほど言いましたように、住民の暮らしを守る。福祉を守っていくのは、地方自治の責任だということから考えてみますと私の町長在任中は、よほどのことがない限りは、保育所は直営でやらせていただくことの基本的な考え方は曲げるつもりはございませんが、いずれにしても、無駄は省いていかなければならない。しかし、町民の福祉の向上のために、農業の生産意欲や職員の働く意欲が減退することがないように全力でこれからも残り1年間、頑張ってみたいと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 基本的な町長の思いをお示しいただきましたが、今、ご回答いただいた中で気になる点がございまして。大体、その戦略プランについての目標値達成という点でいいところまで来たのではないかというような言葉がありました。前段で申し述べておりますように、先の臨時交付金等も含めた取り込みで一定の成果は出している。財政の状況悪化を食い止め、一息ついたというところであります。それは、私どもも同じような認識でありますし、ただ1つ心配なのは、先ほど申し上げましたように、その安堵感があまりにも広がり深まって、これから行うべき戦略プラン遂行に支障をきたさないのか心配するところであります。もちろん、この戦略プラン遂行が終わりを告げるのは、最低でも資料の中でありまして26年までの計画でありますから、そこまでは続くと私は認識しておりますし、その中で20年度から22年度を財政健全化に向けた集中対策期間と示しております。その3年間の最終年次が来年度でありますから、この戦略プランを進めていく中で、集中的対策をとり、締めめの施策とは何なのか。その辺をお示しいただきたいと思っておりますし、町長が収支バランスの話を出しております。この収支バランスについては、私の認識では現在のところ経費の切り詰めという手法が主であり、入りのほうについての施策は、あまりないと認識しているところでありますが、これらも含め、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） ただいま、20年度から22年度までの集中対策期間の状況と区切りの考え方ということなのですが、今、財政健全化戦略プランの当初立てました目標に対する実績の状況でございますが、平成20年度で申し上げますと5,300万円の財政効果が目標でございましたが、これにつきましては、入りの部分で財産の売り払い収入などもございましたので、そのことで実績としましては、1億4,500万円ぐらいになるということで、差引きで9,200万円ぐらい効果額上回っております。それから21年度ですが目標としまして、1億3,400万円を目標としておりましたが、まだ、途中ですが見込みとしましては、1億7,700万円ぐらいになるということで、約4,300万円ぐらい目標を上回るような状況になるということです。これにつきましては、国からの補正によりまして地域活性化臨時交付金などの効果につきましては、まだ、含めておりません。22年度につきましても、1億7,800万円ぐらいを見込んでおり

ますが、それに対しまして見込みとしましては、1億8,000万円ぐらいは見込めるのではないかなというようなことで、現在見込んでおります。22年度でその仕上げとして何か取り組むことはということなのですが、これにつきましては、今後も町税等の収納率の向上というのは現実的になかなか難しいのですが、できるだけ収納率の維持確保に努めてまいりたいと考えております。それから、23年度以降は、集中対策期間が、22年度までとなっておりますので、23年から26年度までどのようなことを新たにに取り組むものがあるのかなのか。そういったことも22年度で検討してまいりたいと思います。特に、先ほど補助金のゼロベースというお話ありましたが、補助金の総額を全てゼロにすることではありませんので、補助金自体の必要性などを改めて見直しまして、例えば、既存の補助金だけで、補助金を維持するとなれば、総額を増やさないと新しい補助制度を取り入れていくことができませんので、そのようなこともありますので、補助制度などについても見直しなどを進めてまいりたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 時間が10分切りましたので、本来ですともう少し財政健全化戦略プランの施策の中身について、具体的な踏み込みをしたいと思っておりましたが、この案件については、ここで打ち切りをあえてしたいと思います。

3番目の将来を見通した投資的事業の取り組みであります。これにつきましては、いろいろな前段で新エネルギービジョンの関係等も町長から説明がございました。また、農業基盤への継続取り組みもありました。これらは当然のことながら、しっかり取り組んでいく方向を定めるべきだと思いますが、ここで、新エネルギービジョンの関係であります。今の段階では、これを訓子府石灰工業で活用する方向で進んでいると思いますし、先般、関係者と少し話した中では、期待が持てる。しかし、課題もあるという話でありました。企業としては、一定の燃焼力がないと使えないということでありまして、そのためには廃プラの混合も重要なことだということでありまして、そこで、1つの方向を、どう考えているかわかりませんが、行政がどこまで関与できるのかわかりませんが、例えば、いろいろな人の仕事の確保も含め考えれば、玉ねぎの皮を各農家から集める。木片の集荷です。その辺に一定の労力を向ける。いわゆる住民の力を借りながら、それを進めていくことになれば、前段申し上げましたが、仕事の確保に困窮している人たちに手を貸すことにならないのかと思いますし、その中で、これは量的な問題もあると思いますから、私の素人的な考えでは無理もあると感じますが、例えば、玉ねぎですとか木片を固形化することで、家庭用の燃料としては、十分それだけでいけるという話であります。その視点からしますとある意味では一般家庭用の燃料として、試行錯誤も必要になると思います。例えば、そこに視点を向けると先ほど言いましたように、いろいろな人たちに手をかけてもらい、そこに何がしかの報酬が出てくるとひとつの循環が起きてくるのではないのかと思います。それらも考えられますが、その取り組み等について、どう思われているのかお聞かせをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 時間がありませんので、私が総括的に答弁をさせていただきます。

1つは、先の質問でもございましたように、スリム化の限界感というのは、一体どこの部分なのか。これは、ご認識をいただきたいのですが、町の財政状況や経済状況でかなり

流動的であることをご理解いただきたい。しかし、譲ってはならないのは、住民の福祉の向上や生活、生産を可能な限り守ることが本旨でございますから、いかなる省力化を図ったとしても、そここのところは後退させるわけにはいかない。しかし、その限界も状況によっては変わってきます。私は、一般会計ベースでいくと35億をきる。さらに厳しい決断をしていかなければならないと考えていますが、先ほど言ったようなさまざまな事業の民営化、あるいは民間にということはあるかもしれませんが、私は現時点では、そこまでは踏み切らない。職員の数で言いますと現在95名。大体の目標は達成しておりますが、90前後が適切な数字ではないかと戦略プランの中でもお話していますが、しかし、実態としては、もうこれ以上後退させるということは、町民福祉の向上のことを考えるともう限界にきている状況でございますので、さらにまた、詳しい検討をしながら進めていきたい。

もう1つ、この玉ねぎの新エネルギーの問題については、2年間調査し、今、実施計画、現場を見たりしながらやっているところですが、まずは、何とか一定のカロリーベースでいきますと燃料化できることがほぼ大丈夫な状況です。うちの町で燃料として確保できる素材は、玉ねぎの表皮が燃料化できる。これはもう間違いのないとのデータ結果が出ていますが、それだけでは燃料としてはカロリーが少ない。だから、今言った廃プラあるいは木片を混ぜるということですが、果たして、その玉ねぎを集めてくることを、農業協同組合の理解や住民の理解。それからそれが本当に家庭ベースでできるのかどうか。それと初期投資は誰がやるのか。これは行政がやるのか民間がやるのか。願わくは事業協同組合を設立することなどの住民の方たちの意思をどのように固めていくのか等々を含め。さらには、例えば、スポーツセンターのボイラーに使っていく。公の施設で使っていくということも可能なのかどうか。もちろん赤字を出してはなりません、ある意味では、環境や雇用に配慮したエネルギー政策をそろそろまとめていかなければならないということで、今、目下、推進中でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 時間がないので、さらに提案したいと思った部分だけを伝えて、私の質問を終わりたいと思えますが、ぜひ、前段でありましたように、若者のいろいろな研修を含め、努力を含めたものが、特産物として生まれてくるような町にある加工施設の活用から、そういうところに結びついていけるような施策を考えてほしいと思いたのと前段で西山由美子議員から出ました高齢者等の福祉の問題であります。それぞれ生活自立していくのに大変だと思われる人と我々まだ元気な者、要するに町職員の独身者等も含め、それぞれの居住が一体化したような体制づくりへの投資も考えてほしかったと思っておりますし、その提案ができなかったのが、極めて残念ですが、それらも含め、先に向かって十分な検討をしていただきたいということを期待して私の一般質問を閉じたいと思えます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

議事日程の繰り上げ

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当残っておりますので、議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することといたしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

少々早いですが、ここで昼食のため休憩いたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集お願いいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

議長(橋本憲治君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております。議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

まず、最初に、議案第72号の質疑を行います。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。議案書1ページでございます。

7番、工藤弘喜君。

7番(工藤弘喜君) 7番、工藤です。それでは、一般会計の補正にかかわることで質問したいのですが、債務負担行為の補正にかかわるものです。今年度の気象災害いわゆる湿害対策における利子補給の問題なのですが、この中でこのような形で予算されていますが、資金の申し込みの状況と伺いますが、現在、どのような状況になっているのかということが1点と、できれば件数と金額含め需用額をお願いしたいというのもう1点、町がこのような形で利子補給をするわけですが、JAの考え方も含め、わかっていればお願いしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

農林商工課長(佐藤正好君) ただいま、議案書3ページの債務負担行為の利子補給関係でお尋ねをいただきました。資金の申し込み状況についてであります。この予算書の作成時点で申しますとこの限度額欄にありますとおり1億2,000万円ということでございます。このあと、当然、平年よりも損失した部分が対象で、その中では共済金も当然考慮されることとなりますので、最終的な共済金の確定を受けまして、現時点では、39件の農家が合わせて9,805万円の金額が積み上がっております。その中で、一番金

額の大きい方については1,000万円の方もおりますし、最小では17万。どちらかと言いますと償還期間が5年間の分類であります。500万円未満のものが32件。それと償還期間が10年になります500万円以上の部分が5件。それと償還期間が2年、3年という少ない戸数が2戸となっております。今回につきましては、いずれも農業経営緊急支援資金。いわゆる信連の資金対応を予定しております。従前ですとプロパー資金の内部金利以上の部分については、農協が低利で融資し、内部金利までを町が負担することで進んでおりましたが、今回は信連資金ということでございまして、その内部金利資金よりも低いため、全額、町で支援することで今、進んでございます。それとこれにつきましては、きたみらい農協ですから、北見市、置戸町、訓子府町が、同じような扱いで協議をさせていただきながら進めているものでございます。

議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。この湿害関係の利子補給なのですが、できればどのような作物が大きな影響を受けているのか。作物別にもしわかれば教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 今の利子補給資金対応部分での作物別の被害ということなのですが、大変申し訳ないのですが、作物別の収支というのは、そこまでまだ出てございません。今回、この利子補給の対象と資金額の確定にあたりましては、きたみらい農協が組合員からの申告に基づいて整理されたということでございまして、作物ごと、単品ごとの収支の考え方はございませんので、大変申し訳ないのですが、今回は、私のほうでは把握はしていないということで、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 5ページの総務費、住民安全対策費の2目、防犯等住民安全対策事業の備品購入費について、お伺いいたします。全般、説明は受けたのですが、これは受信装置とありますが、双方向の発信もできるのでしょうか。

それと今、北見を震源とした小規模な地震が、ここ何回か起こっていますが、その周辺で起きた災害に対しても受信できるのでしょうか。

これで受信した、例えば、テロとかミサイル攻撃の説明がありましたが、それを受信した際、町民にどのように周知していくのか。どのように活用するかをお伺いします。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） ただいま、2款、1項、7目、防犯等住民安全対策事業の全国瞬時警報システム受信装置備品購入費について、ご質問いただきました。

1点目なのですが、あくまでこのシステムはこちらからの発信はできないので、受信が主なものとなっております。

続きまして、2点目の地震の小規模なものについてですが、あくまで現在、想定されている部分については、震度が5弱で想定されており、これは消防庁と気象庁が連携してございまして、気象庁の地震速報に基づいて、この受信機に入るシステムでございます。

それと3点目の部分でございしますが、受信したあとの対応なのですが、うちの防災システムということで、現在考えておりますのは、広報車による広報並びに農業システムで整

備したFAX情報等々含めた中で、町民に周知というのか注意喚起をしていく考えであります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。ただいま、河端議員が質問した関連ですが、例えば、受信から町民への周知までの時間が、どの程度かかるのかが非常に大きなポイントになるし、このシステムの要、不要がそこにかかってくるのではないかと思うわけですが、その辺についてお聞かせいただきたいのとこのシステムの受信装置を入れ、その後の管理やシステムの入替え等については、自治体でもつべき状況になるのかどうか。その辺についてもお示しをいただきたい。

もう1件、6款、1項、6目、修繕費、農業振興事業の関係であります。違いました。失礼しました。農業交流センター費の関係で、農業交流センターの管理運営経費で説明のありました駅舎断熱改修関係であります。この件について、駅舎の活用については、商工会に活用する方法について委任した。既に町の管理体制から、手を離れたのではないかと私は認識しているわけです。もしそうであれば、ここでこの経費を計上するということがいかなものかというように思うわけですが、その辺についての認識の仕方について、説明をいただきたい。

以上です。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 全国瞬時警報システム受信装置の部分につきまして、2点ご質問をいただきました。

まず、1点目の周知までの時間の問題なのですが、今回、うちのシステムでいきますとあくまで庁舎内で回転灯が回るシステムでございます。当然、夜間や休日、平日時間外においては、時間の差が出てくると思いますが、一般的に言いますとどうしても広報車や農業FAXにつなぐという状況もありますので、相当の時間はかかるかというように認識はしてございます。

続いて2点目のシステム改修費と入れ替え費用の部分なのですが、まず、システム改修につきましては、現在、消防庁のほうでLGWANをもって遠隔で改修をするということで聞いてございます。合わせて、耐用年数後も機器の入れ替えとか、そういった部分につきましては、現状のところでは、国の今回のような補正とか、国の予算付け等々については、現在知り得ておりませんので、もしかそういった部分が出た場合については、町の費用もかかることが考えられます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 同じく、議案書5ページ、6款、1項、6目、農業交流センター費の修繕料につきまして、駅舎の活用については、議員の言われるとおり商工会に貸付をしているということでございまして、あそこを店舗として、活用する分については、当然、商工会の責任と経費でやっていただくことで進めてございました。今回、設置いたします暖房関係の改修につきましては、交流センター部分と貸付している部分との境にパーティションで仕切っているものがあるわけですが、その部分については、将来的に

例えば、商工会で使わなくなったり、仮に返却する場合については、現状に戻してもらわなければならないことがございますが、その意味では、今、パーテーションで既存施設をそのまま壁として使っているものなのですが、その部分に現状のままでは、暖房費に莫大な影響が出てくるということがございます。なおかつ、あそこの施設については、誰が活用するにしても暖房費のことは当然、問題として出てきますから、その意味では、誰が使おうとも施設として、施設側で断熱、暖房の対策を講じなければいけないだろうと思います。なおかつ、構造上のことでございますので、今回につきましては、商工会といいますよりも施設の所有者である町で既存施設責任を持ち、施工させていただきたいということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 前段の瞬時警報システム受信装置の関係であります。相当時間がかかるとなれば、弾道弾ミサイルの攻撃等に対処できるのか。方法関係の法律制定があったわけですが、いかがなものかと思えます。それに将来的に町が維持費を背負うような点では、非常に当初のこの法律の目的からするとそぐわない経費負担と感じておりますが、それらについての矛盾があるのかないのかどのように認識されているのかお示しをいただきたい。

もう1つは、2点目の駅舎の関係であります。とらえ方で施設所有者が対策をとるべきものと認識するかしらないのか。それは、それぞれ立場が違えば、違うのかもしれませんが。ただ1つ、現状でもいろいろな声が住民の中からあるわけです。ましてや同業者等々からは、それなりの批判とも受け止めるような声も聞こえる中で、さらに町費を使い体制を整えることに対して、町民の方々から理解が得られるのか。そのような心配もありますので、それに対するきちんとした対策をとっていく。説明責任を果たしていくことが必要かと思えます。それらについての考えをもし持っているのであれば、お示しをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 全国瞬時警報システム受信装置の関係で再質問いただきました。まず、相当数の時間部分でございます。それと含め、国民保護法の目的部分でございますが、あくまで国の今回の補助対象経費の部分でございますが、あくまでお知らせするまでの受信機の対応ということでございまして、それ以降の例えば、住民への周知や無線関係の費用については、今回、対象外でございましたので、国の見解としては、それを入れることにより行政側として、災害対策本部やその国民保護法に基づく対策本部を設置することで、十分機能的には、果せるのではないかとということでございます。

また、本町といたしましても、全く知らないことにはなりませんので、町で受信し、きちんとした体制を組むことで理解をしているところであります。あわせて経費の部分でございますが、先ほどの答弁で少し不足している部分もございますが、仮に入れ替え等の時に、国が財政支援をしないことになれば、町が当然負担しなければならないこととございまして、その時点で再度、国への支援要求とか要望をしていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 駅舎の改修費につきまして、出店されている以外の方から、いろいろなご意見もあるということは、私のほうでも伺っているところでありますが、今回の修繕につきましては、先ほどもお話ししましたように、あくまでも構造上の建物本体にかかるものと考えてございます。従いまして、商工会で改修すべきものではない。あくまでも町の責任でやるべきものということでございます。

また、さらに付け加えるならば、商工会で仮に負担するとすれば、当然、出店者の方にその費用負担が回っていくものと想定されます。そのように考えていきますとさらに、今回の改修については、回りまわって出店者が改造費を負担すべきものかといった時、決して、そのようなことにはならないと考えております。経費的なこともございますが、ここでは申し上げられませんが、想定として、一般の方が考えている以上に初期投資を出店時に負担されている。町の活性化のために勇気ある決断をしながら、出店されたと思われませんが、そのものと今回の改修事業を町でやるということとは、時限が違う問題ということで、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。5ページをお願いいたします。はじめに児童福祉の関係で、ひとり親家庭等医療費の補助事業が71万6,000円ほど増額になっておりますが、この主な要因として、人数とそれぞれの内容について、もう少し詳しくお話をいただきたい。

それから、その下にあります農業振興費の中の農業振興対策事業費補助金のスノーモチの件ですが、このシストセンチュウとそうか病の抗体菌のある男爵に替わるいもとして、私も大きな期待をしているわけでありましたが、その中で一般質問の答弁にもありましたが、町民に対して無料配付するとの話ですが、この内容について、量的なことと町民全戸へ配付するのか。それから時期は、いつやる予定でいるのか。それとこの件については、私は訓子府新報で知ったのですが、町長も積極的にその消費地に向け活動しておられ、非常に期待していますし、その内容について、将来どのような感触をもっておられるのか。町長が売り込むといいますか町の産業のいものひとつとする方向と見通しについて、お伺いしたいと思います。

それと3番の農業後継者育成事業で、これも一般質問で答えておられましたが、参加者は11名中7名が訓子府と聞いたのですが、育成資金を使うと思いますが、積極的に参加する人が2名ほど増えたということで、この予算が増えたと思いますが、増えた経緯とほかの4名は、どこの町から参加されたのか伺いたいと思います。

それと商工費の関係ですが、これも先ほどの一般質問の中で、エネルギービジョン策定の中で、いろいろと論議されておりましたが、今年度の今時点で、報酬が23万8,000円。委託料で259万4,000円の残といいますか、残という表現がいいのか、予算よりかからなかったということですが、この内容について、もう少し説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ひとり親家庭医療費助成71万6,000円の追加の原

因でございますが、対象増減いろいろな要素はありますが、今回、増額になっているのは、いわゆる難病の方が1件発生いたしまして、医療費が非常に高額になっていることでございます。ただ、この部分は、高額療養費の対象になることで、全額ではございませんが、雑入の中で高額療養費として、あとで40万円ほど受け入れる形になってございます。特に、今、お話にあった、対象者が増えたとかそういうことが原因ではございません。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 6款、1項、3目の農業振興対策事業費補助金で、お尋ねをいただきました。今回、町内全戸に無料配付することで準備を今進めているところでございますが、交付対象は今お話ししましたように町内全戸でございます。量的には1戸当たり1kg程度でございますので、総量的にいいますと約2.2tぐらいの量になると思います。時期につきましては、1月中旬と聞いてございます。このいもの配付につきましては、生産者自らが行うことで、今それぞれ内部で検討が進められているようでございます。

次に、後継者育成事業で、11名今回参加をされてございまして、その中で町内については、7人の参加でございました。増えた理由で言いますと特別にはないのですが、農協で申し込みを募集した中で、これだけの結果として、この11名で、訓子府町からは7名の参加があったと。参加があったということで、ご理解をいただきたいと思えます。あと7名以外の4名の組合はどこかということなのですが、ちょっと手元に資料がございませんので、当然、JAきたみらいの青年の方でございまして、北見か置戸か今、手元に資料がございませんので、後ほどまたお答えをさせていただければと思えます。

それと7款、1項、2目の新エネルギー関係の減額の要因でございますが、新エネルギービジョン策定委員につきましては、当初予算で12名であげてございます。その中で例えば、道立工業試験場の方あるいは北見工大の先生などいわゆる公務員に準ずる方が委員になってございます。その方については、報酬を辞退されたので減額になってございます。それとあわせて現時点での欠席された方の分の報酬を今回減額させていただいた。本来ですと整理予算で減額するところなのですが、今回、たまたま費用弁償の中での増額ありました。これは、札幌の道立工業試験場の方を委員にしたことで、費用弁償の予算が足りなくなりましたので、その増額もございまして、それと車両借上料も追加してございまして、これは、先進地調査の追加の関係がございまして、当然、歳入のほうの補助金も変わり、そうすれば自動的に現在、減額が確定にしたものについても、今回、減額補正をさせていただいたということでございます。新エネルギービジョン策定業務委託料につきましても、これは入札による不用額の減額補正ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それともう1件、ご質問の中で農業後継者育成事業補助金での基金充当のことで、当初予算から基金充当でございまして、この欄の左側の補正後の財源内訳をご覧いただきたいと思うのですが、今回、上の農業振興対策事業費補助金、35万円と合わせた48万1,000円が国庫支出金の欄に載ってございます。今回補正するもの全てについては、全て道の地域再生チャレンジ交付金を充てることで、予算を今回財源として見させていただいております。この農業後継者育成事業補助金の当初予算の50万円分は、どうするのかということになると思いますが、これについては、3月議会で道の地域再生チャレンジ交付金に財源の組み換えを提案させていただくことで、ご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） スノーマーチの関係で「町長としての考え方は」との質問をいただきました。これは、簡単な経緯だけ申しますと昨年9月の夜間町長室に、現在のスノーマーチ普及委員会の代表である柏丘の洞政義さんと農協の遠藤くんともう1名の3名で私のところに来られて、3つの協力を願えないかと言われた経緯がございます。

1点目は、地元の人に食べていただきたい。

2点目は、学校給食に配りたい。学校給食で利用するのを寄付させていただきたい。

3点目は、何としても、そうか病やシストセンチュウに強いと思われるこのスノーマーチを全道、全国に普及していきたい。

しかし、農業協同組合の現状では、このスノーマーチのみを普及していく状況ではないので、流通関係も含め、お力添えをいただきたいということでございました。

1点目は、もう直ちに昨年からの給食センターで受けさせていただいていますし、それから料理等の活用については、今、私どもは駅で地元農業の素材を使った料理講習等しておりますので、それに使わせていただくことです。

さらに、試食という点でいいますと今回、津野町にスノーマーチを持って行って、配付をさせていただいた。同時に生産者の意向ですが、まず、地元の人に食べてもらわなければだめだし、知ってもらわなければだめだということで、手渡しで1kgほど各戸に配っていく。実践会もさることながら町内会については、今どうしようかと議論をしているようにございます。最終的に議員がご質問の将来性や展望をどう考えていくかでございます。

さらにもう1点、先ほどの一般質問でも答弁させていただいたように、実は、この流通関係の点でいいますと農協のルート以外でということもありましたので、私の知人である札幌商工会議所の副会頭で、商社関係、流通関係の間屋さんがありましたので、その方をご紹介させていただきました。その方も訓子府町の圃場に来られて、収穫と体験をしてもらい、スノーマーチあるいはじゃがいも生産者の代表の方たちが数10名、それに農業試験場、農協、私どもも含め集まり、その会社の社長から、ぜひ流通関係にのせてみたい。やろうということの提案が2つございます。

1つは、スノーマーチの焼酎を作る。経費はその会社が最終的に全部持つことになったようですが、ただし、私のほうでは、じゃがいも焼酎の醸造関係で、清里町に先ほど言いましたようにお願いをし、快諾をいただき、今はもう発酵している最中で、来年2、300本ほど販売される。それから、英語で雪はスノー、3月はマーチと言います。そのため、3月まで雪の中に保存し、そして、3月に売り込みをし、その社長は1つの流通にのせるということですので、そのようなネーミングに絡めた広報活動をしていきたい。そんな中で、この資金で、私どもとしては、将来的には、きたみらいの協同組合が全面的にやってくれるかどうか判断してもらわなければならないと思っています。自治体が直接流通することや販売することになりませんので、3年間ほど、いくらかの経費補助を支援してまいりたい。これは、ここに出ている農業振興対策事業補助金の中に、その分の経費の一部を追加させていただいたということで、ある意味では、スノーマーチが全国に普及されることを期待しつつ、3年間ほど支援をしてまいりたいとの考え方でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

1 番、佐藤静基君。

1 番（佐藤静基君） 1 番、佐藤です。先ほど聞くのを忘れたのですが、オーストラリアへ視察に行った件ですが、何日間ぐらいなのか教えてください。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） オーストラリア農業視察旅行の日程なのですが、12月6日に女満別を出発しまして、この日は機中泊ということになります。そして、機中泊で12月7日にシドニーに着き、7日からシドニーに泊まりまして、シドニー発が12月11日で、そして機中泊で12月12日に帰って来たということですから、5泊7日になります。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2 番、河端芳恵君。

2 番（河端芳恵君） 先ほどのスノーマーチの件で、お伺いいたします。清里町へたまたま先月末行った時に焼酎工場で、これは訓子府のスノーマーチで1タンクあるという話があったのですが、今、お話を伺っている中では、その焼酎は、訓子府のスノーマーチブランドとして独自に販売するのでしょうか。それともあくまでも清里の焼酎として、原材料を提供したことなのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、スノーマーチの焼酎関係でお尋ねをいただきました。販売元につきましては、民間会社が原料の買い付けから販売まで行う。清里の焼酎工場では、委託醸造することです。製品になったあとの販売につきましては、一応、清里町との協議の中で、町内消費を基本としながら、販売していただきたいというお話もごございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4 番、川村進君。

4 番（川村 進君） 4 番、川村です。本町のいも焼酎の種類はどの馬鈴しょで取り組んだのですか。元々は25年以上前に焼酎は、男爵馬鈴しょでは焼酎に加工するためには、でん粉質が足りなくてだめだと言ってやらなかった。そして、その時に白花焼酎を単独で開発し、訓子府町の特産にした。本町は、馬鈴しょ焼酎に取り組むのは、25年くらい前の佐藤町政時には、もう中止したはずで、それは新しくやるという話を聞いたことはなかった。今度は焼酎、焼酎と言っているが、男爵馬鈴しょですか。何ですか馬鈴しょの種類は。どのようになっているのか。本町は、馬鈴しょの焼酎はもうやめましたと宣言したはずだった。

議長（橋本憲治君） その前段中で、これは訓子府町が作るのではないという話がありました。

4 番（川村 進君） 訓子府町が作るのではないと言っており、訓子府町に関係ない馬鈴しょで何をするのか。大体、男爵馬鈴しょは、小麦の植付けに必要で男爵馬鈴しょを早く収穫し、その後に小麦を蒔くことで、本町は馬鈴しょ振興対策や種子馬鈴しょに対して、補助をいろいろやってきたのではないのですか。焼酎に関しては、やってはいけないのではないのですか。どうなのですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 焼酎の関係で、お尋ねいただきました。それで、まず、誤解していただいているのが、今回、町が、いも焼酎を作ることは、まずございません。生産者が民間会社との助言を受けながら協議し、最終的に民間会社が責任を持ち、焼酎を作ることで、町が作るわけでは、まずないということで、まずひとつご理解をいただきたいと思います。

それと25年ほど前の話もいろいろお話されておりましたが、いも焼酎につきましては、でん粉質など、当然、言われるように一定の基準がないと品質的に、いろいろ問題が出てくると思いますが、清里の工場でいろいろお話を聞いたところ水分、水の量で一定程度調整できる。今回、焼酎にするいもは、スノーマーチなのですが、でん粉質は若干低めだけでも、焼酎するには全然問題がないとのお答えがあったと聞いてございます。そのようなことでよろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。1つだけ、前段の説明の中で、我が町の農業は、将来に向けて、どうしても馬鈴しょは、欠かせない品種ですし、同時にそのあとに麦を蒔いて、輪作体系を組んでいること。男爵が今、前段に説明があったように、そうか病やシストセンチュウなど、いろいろな問題があり、もう将来的にだめだろうという中ですから、私も何が何でもこの品種をこの町に定着をさせ、輪作体系と農業を守ることが大事なことだと思っています。今、説明の中で当分の間、支援したいとのことですから、それは結構だと思えますし、ただ、焼酎をつくることは、別に異論はないのですが、ネーミングを例えば、訓子府の何か入る予定があるのか。全くなく、ただ降雪地帯の中での馬鈴しょで、単純なスノーマーチとして出すのか。その辺を知らせてください。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 先ほどもお話ししましたように、基本的には民間会社がつくるということでございまして、町で決定する権限があるものではないのですが、今までの協議経過の中での話を申し上げますとネーミングといいますが、当然、焼酎の瓶にラベルを貼ると思いますが、そこには訓子府町あるいはスノーマーチの名称がどこかに入ることをご希望してございまして、現在というのか今後になると思っておりますが、実際に製品として、出荷されるのが、来年7月、8月ぐらいになりますので、時間が相当ありますので、それで、これから検討をして、業者ともいろいろ協議を進めていくことと聞いておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） その点で言いますと生産者の思い入れが非常に強い。私は、そのことを大事にしてあげたい。行政がお金を出すわけではないのですが、今、議論している中では、子どもたちに図柄も公募したほうがいいのではないのかとの意見も出ていますし、それから、スノーマーチのネーミングが、農業試験場で言う研究学術的に、そのネーミングをきちんともらっているのです。やはり、スノーマーチの種子をつくった農業試験場研究員の思い入れもものすごくありまして、その点でいくと非常に生産者、研究者の皆さん、さらには、それにかかわる農協の方々も含め、ある意味、思い入れが大変強い。今の動きを見守りながら、そして、彼らの頑張りに期待したいところです。

それからもう1点だけ、川村議員の質問で、うちの前はトラ豆なのです。トラ豆焼酎は確か佐藤町政の時にやっていた記憶があります。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） その時は、男爵馬鈴しょで、いも焼酎に挑戦し、そして、例の昔のコーン食品時代の吉岡所長が、コーンによる焼酎であれば、その時に、本町での生産が足りなく、輸入する時だったので、一緒に焼酎を生産してくれれば、輸入量が増えるとの話も僕らは聞いていました。僕は、まだその時20代で、もう60になったり50代でした。そしてやる時に、男爵馬鈴しょは、全然でん粉部分が8%程度でしかなく20%を超える馬鈴しょでなければ焼酎はつくれない。それからコーンの焼酎。開発したらどうかとの話も一緒にあったはずだったのですが、はっきり言って、本町の職員がどのように取り組んだのか、今のように一生懸命にやったのかどうかということもあり、男爵では絶対できない。訓子府町の土壌では、焼酎に合う馬鈴しょはつくれないということで断念したと僕は聞いていました。

答弁はいいですが、確かそのような話がありました。

議長（橋本憲治君） わかりました。

先ほど、佐藤議員からの答弁漏れがありましたので、農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 先ほどの農業後継者育成事業補助金の関係で、海外研修につきましては11名。うち7名が訓子府町。残り4名の内訳なのですが、元の農協でいますと北見が1名、相内農協が1名、上常呂農協が2名。合わせて4名でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第72号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の質疑を行います。議案書7ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第73号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号の質疑を行います。議案書9ページでございます。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 9番、上原です。議案第75号の関係であります。この取り組み自体については、大きな問題はないと思いますが、失礼しました。議案第75号と間違えました。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

1番(佐藤静基君) 1番、佐藤です。この70人を90人にした根拠といたしますか、これを教えてほしいと思います。

それと5条の2の関係ですが、70人から90人にしたことは、その辺をどのように解釈すればいいのか。

議長(橋本憲治君) 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長(菅野 宏君) この度の定員70人を90人にした理由なのですが、それは、保育園を例えば、ひのでを今年度末で3月末で統合させていただいた。そして来年3月末で、あさひ保育園の統合を検討していた。それにより、保育園が1カ所になる。そして、あとの出生数も見まして、今度は、保育に欠けないお子さんを私的契約で入っていただくのですが、その人たちの意向を今年10月の意向調査で聞いたところ80人を超している実態があります。そのことから、皆さんにひとしく入っていただくためには、定員を80人でなく90人ということで決めさせていただきたいということでございます。

議長(橋本憲治君) 1番、佐藤静基君。

1番(佐藤静基君) 佐藤です。これは、条例ですから増える度に変えることは、なかなか大変だと思いますが、確かに今説明のありましたように出生のことですから、見通しは非常に難しいと思いますが、そこで施設の収容能力は、最大限どれくらいあると見込んでいるのか。

議長(橋本憲治君) 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長(菅野 宏君) 面積的には、95人ぐらいあると思います。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

4番(川村 進君) 4番、川村です。この定員70人から90人にするのを安易にやっていたいのですか。保育園をつくる時に何人の定員で建てたのですか。その時に当然70人から90人になると狭くなることがある。それを都合よく行政がその都度、その都度、言い訳ばかりしてやることは、事務長これはまずいです。当初、建てられた時の定員何人で建てているのか。それによっては、㎡数も違ってくるのではないですか。

議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 一番最初に建てた時は、確か60人だと思います。その後、乳児に今度入っていただくということになり、70人に変更したのです。その時は、まだ保育園が7カ所ぐらいありました。その後、統廃合により、今度1カ所とすることから、最低やはり必要となります90人でお願いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） 安全上の確保、それから非常口など、いろいろな問題も出てくるため、70人から90人へ安易に変更するものでもなし、60人から90人になるのであれば、収容人数をそんな安易に行政が変更してはいけないのではないのか。60人で建てたものを90人にするのは、何でもかんでも一緒にしてはいけないのではないのか。どうなのですか。

議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 申し訳ありません。説明が不足しておりました。増築を行いながら、そのように定員が増えてございます。決して、安易に変更しているわけではございません。よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第74号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、午後2時5分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第75号の質疑を行います。議案書11ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。この条例改正の関係では、独身を単身に改めるということでもあります。1つ心配なのは、このことによって、独身者の住居確保が十分に行えるのかということが1点あります。それと今まで40歳を超えると退去することが60歳の形に変わることであります。私は、前段申し上げましたような懸念が1点ともう1

つは、この条例に絡めて現状のほかの公共住宅関係の入居に関しての条例改正も並行しなければ、ゆがみが出るのではないかと感じているわけであります。それは当然、一定の年齢に達した者は、そこを退去し移動していくことでありますが、ただ、現状で言いますと単身者でもある程度の広さをもった住宅に、そのまま住み続ける状況もあります。それらも含めてきちんと整理していかなければ、これから続く部分について、影響が出るのではないかと思います。そのことについて、今後、検討していくような考え方があるのかどうか。この2点について、伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 特公賃関係の単身者住宅の条例改正でございますが、今回、今まで年齢要件を40歳の退去時を60歳にする改正でございますが、今、議員言われる部分で独身の住居確保が、できなくなるとの懸念でございますが、まず、単身者住宅のこれまでの経緯をご説明したいと思います。まず、平成6年にメゾン銀河を元町に単身者住宅として建設いたしました。その後、平成8年にメゾン100を栄町に1棟12戸。それと平成13年にメゾン2000を西幸町に同じく1棟12戸。合わせて今現在、単身者住宅が3棟36戸の形態となっております。そこで、単身者の今までの入居期間を調べたところここ5年間の退去期間のうち単身者の傾向といたしましては、長期間入居される方と短期間で退去される方、それが二極化している傾向がございます。数字的に申し上げますとここ5年間で、5年以上の長期間入居している割合は36%。5年未満が65%。そのうち3年未満は50%で、入居者希望とその供給の関係で申し上げますと入退去の二極化状況の中で、ある程度、入居希望者には供給してきたということが現状としてございます。今後、その辺も勘案しながら、今の状況で申し上げますと年齢要件が、提案説明で申し上げましたように、社会環境の変化や単身者のライフスタイルが大きく変わり、入居者の高年齢化が進んでいる状況の中で、今、40歳の年齢要件がございますので、ここ4年のうちに5の方が自動的に退去せざるを得ない状況になっていることで、その方が退去された場合、町内の適当な居住先がない状況である。その中で、その方たちが北見市などへ人口流出することも懸念されるということで、年齢要件の拡大を今回、提案させていただいているものです。

それと総合的な住宅を今後検討すべきではないかというところでございますが、議員の言われるように、うちの公営住宅で申し上げますと町営住宅、今言っている特定公共賃貸住宅、それと昨年度と今年度で整備しました定住促進団地がございます。その中で年齢要件を単身者だけで申し上げますと町営住宅で言えば60歳以上の方でないと入居できない。これは、公営住宅法の中で決まっておりますので、60歳以上の方でなければ入居できない。それと今、単身者住宅で申し上げますと40歳までになりますので、そこを穴埋めするために昨年度と今年度、整備した定住促進団地を40歳以上の単身者も入居可能とし、ある程度それぞれの隙間を埋めながら、今のところ今回の条例改正も含め、提案しているところでございます。ただ、今後、確かに総合的な年齢要件や所得要件も考えた中の総合的な住宅施策を今後検討していく必要はあると認識してございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号の質疑を行います。議案書13ページです。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号の質疑を行います。議案書15ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号、認定第7号

議長(橋本憲治君) この際、日程第10、認定第1号、日程第11、認定第2号、日程第12、認定第3号、日程第13、認定第4号、日程第14、認定第5号、日程第15、認定第6号、日程第16、認定第7号までの7件を一括議題といたします。

議案書16ページからでございます。

本案は、平成21年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査を行っているものです。会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

7番、工藤決算審査特別委員会委員長。

決算審査特別委員会委員長（工藤弘喜君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、平成20年度決算審査特別委員会における決算審査について、ご報告申し上げます。

平成21年9月15日開会の第3回定例会におきまして、当委員会に付託を受けた「認定第1号 平成20年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第7号 平成20年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの7件の審査の結果を報告いたします。

今年度の決算審査特別委員会は、11月16日から19日までの4日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査については、事前に提出されている予算執行に関わる各関係書類などの検査をした後、審査の必要上、提出を求めた収入・支出伝票についても検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置いて、詳細かつ慎重に審査を行い、審査中での疑問等が生じた事項については、関係課長等の出席を求めて、内容を聴取いたしました。

詳細な審査及び疑問の内容等については省略いたしますが、11月19日の決算審査特別委員会の最終日には、委員会としての表決を行い、付託された「認定第1号」から「認定第7号」までの7会計の決算は、お手元に配付の「委員会審査報告書」のとおりいずれも、原案のとおり「認定すべきもの」として、全員一致で決定いたしましたものであります。

なお、決算審査特別委員会において、委員の一致した留意すべき事項として、次の点の審査意見を口頭で申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思っております。

まず、最初に「町税及び使用料の未収額の解消」については、毎年、決算審査特別委員会において、指摘されているところですが、これまでの職員の徴収努力も十分に認められているところですが、

しかし、自主財源の確保と税の公平性の原則からも今後とも各課等と連携を図りながら、収納率の向上により、一層の努力をお願いしたい。

また、滞納者への個別指導や催告状の発行の励行などにより、納税への理解を深めていただくことを含め、滞納額の解消に努めていただきたい。

次に、歳出に関しては、経費削減に努力され、不用額についても減少しているところであります。平成20年度予算から取り組まれている「財政健全化戦略プラン」に基づき、平成21年度以降もさらに経費の削減に向け努力をお願いするところでありますが、必要な住民サービスの確保や施設の管理運営に支障をきたすことのないよう配慮いただきたい。

また、公債費に関しては、高利率の地方債や企業債について、繰上償還や借換えなどの措置により、実質公債費比率の低下を見ているところでありますが、将来に向け公債費比率上昇の抑制にさらに努めていただきたい。

最後に、厳しい財政状況で職員が減少している中、財政健全化に向けた職員一人ひとり

の努力は十分に評価できるところであります。

今後においても、町民のためのまちづくりに向けた創意、工夫と一層の努力をしていただきたい。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成20年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第7号 平成20年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの審査経過と結果を申し上げ、訓子府町議会会議規則第77条の規定による報告とさせていただきます。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 以上のとおり認定第1号から認定第7号までに対する委員長からの報告は、お手元の議案の委員会審査報告書のとおりいずれも原案のとおり認定すべきものと決定したものです。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。次に、認定第7号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第7号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の採決をいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、いずれも認定することに決定いたしました。

ここで、議事都合のために、午後2時30分まで暫時休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時30分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま、訓子府農民組合から請願第2号 日米FTA交渉に反対する請願書、きたみらい農業協同組合から請願第3号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する請願書、請願第4号、平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する請願書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、請願第2号、請願第3号、請願第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

請願第2号

議長(橋本憲治君) それでは、請願第2号を議題といたします。

まずもって、紹介議員からの説明を求めます。

佐藤静基君。

1番(佐藤静基君) ただいま、議長からお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって説明にかえたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択されました。

請願第3号

議長(橋本憲治君) 次に請願第3号を議題といたします。

まずもって、紹介議員から説明を求めます。

佐藤静基君。

1番(佐藤静基君) 請願第3号につきましても、この内容につきましては、請願の理由の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願いいいたします。

議長(橋本憲治君) ご苦労様でした。

これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択されました。

請願第4号

議長（橋本憲治君） 次に請願第4号を議題といたします。

まずもって、紹介議員から説明を求めます。

佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 次の請願第4号につきましても、内容は請願理由の朗読により、説明にかえさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願いいいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択されました。

ご苦労様でございました。

午後3時5分まで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時 5分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま、工藤弘喜君ほか3名から、意見書案第6号 日米F T A交渉に反対する要望意見書、意見書案第7号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する要望意見書、意見書案第8号 平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する要望意見書、意見書案第9号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書、意見書案第10号 農業共済制度の見直しに関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第6号、意見書案第7号、意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案第6号

議長(橋本憲治君) それでは、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

7番(工藤弘喜君) ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、ご説明をいたします。

意見書案第6号

日米F T A交渉に反対する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年12月16日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提 出 者 議員 工 藤 弘 喜
議員 西 山 由 美 子
議員 上 原 豊 茂

議員 橋 本 憲 治

次のページをお開きください。

日米 F T A 交渉に反対する要望意見書

なお、この要望意見書の内容につきましては、先ほど採択されました請願第 2 号において、紹介議員の佐藤議員より説明がありましたので、この内容についても同一のため、説明は省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 21 年 12 月 16 日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1 人 3 回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第 6 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第 7 号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第 7 号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

7 番（工藤弘喜君） それでは引き続きまして、意見書案第 7 号について、ご説明をいたします。

意見書案第 7 号

新たな食料・農業・農村基本計画に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 21 年 12 月 16 日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提 出 者 議員 工 藤 弘 喜

議員 西 山 由 美 子

議員 上 原 豊 茂
議員 橋 本 憲 治

次のページをお開き願います。

新たな食料・農業・農村基本計画に関する要望意見書

この要望意見書の内容につきましても、先ほどの要望意見書と同様、請願第3号において、紹介議員の佐藤議員より説明がありましたので、内容についても同一のため、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年12月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第8号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第8号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは、意見書案第8号について、ご説明をいたします。

意見書案第8号

平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年12月16日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提 出 者 議員 工 藤 弘 喜
議員 西 山 由 美 子

議員 上 原 豊 茂

議員 橋 本 憲 治

次のページをお開きください。

平成 2 2 年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する要望意見書

この要望意見書の内容につきましても、前 2 件の要望意見書と同様、請願第 4 号において、紹介議員の佐藤議員より説明がありましたので、内容についても同一のため、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1 人 3 回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第 8 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第 9 号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第 9 号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

7 番（工藤弘喜君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第 9 号について、ご説明をいたします。

意見書案第 9 号

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提 出 者 議 員 工 藤 弘 喜

議員 西 山 由美子
議員 上 原 豊 茂
議員 橋 本 憲 治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもってかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年12月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
農林水産大臣 様
総 務 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第10号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第10号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

7番(工藤弘喜君) 意見書案第10号について、ご説明をいたします。

意見書案第10号

農業共済制度の見直しに関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年12月16日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 議員 工藤弘喜
議員 西山由美子
議員 上原豊茂
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもってかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年12月16日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の議決

議長(橋本憲治君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(橋本憲治君) これにて平成21年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後 3時33分